

# 地球温暖化対策実行計画

令和2年3月

池田町

揖斐郡養基小学校養基保育所組合



# 目次

第1章 計画の背景	
1. 地球温暖化問題の概要	1
2. 国際的な動向と日本の対応	3
第2章 計画の基本的事項	
1. 計画の目的	5
2. 基準年度・計画の期間	6
3. 計画の対象範囲	6
4. 対象とする温室効果ガス	10
第3章 温室効果ガスの排出量	
1. 温室効果ガス排出量	11
2. 所管課別排出量	12
3. 年度別排出量	13
第4章 計画の目標	
1. 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方	28
2. 温室効果ガスの削減目標	28
3. 排出源別の削減目標	28
4. 所管課別の削減目標	29
第5章 目標達成に向けた取り組み	
1. 取り組み項目の検討	30
2. 日常業務に関する取り組み	31
3. 施設管理（設備・機器の導入・更新）に関する取り組み	32
4. 再生可能エネルギーに関する取り組み	33
5. その他の取り組み	33

## 第6章 計画の推進

1. 推進体制	34
2. 進行管理	34
3. 計画の取り組み成果の公表	34
4. 職員に対する研修・情報提供	34

## 資料編

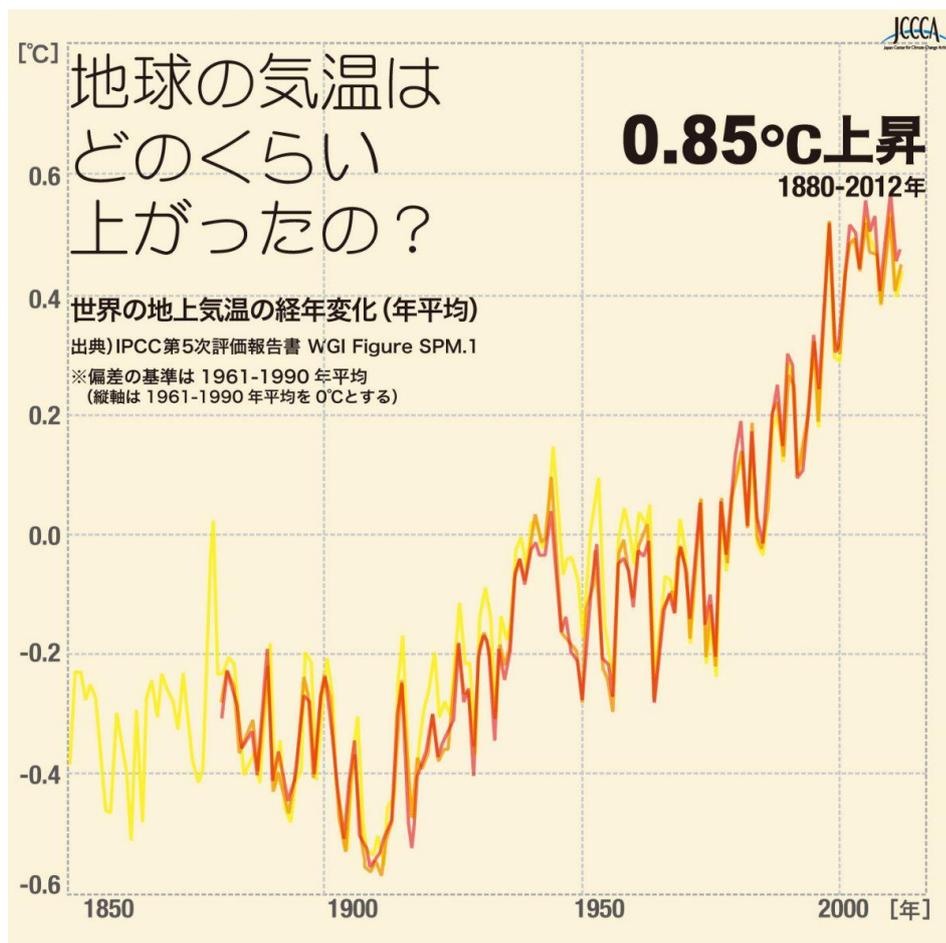
資料1 温室効果ガス排出量の算定方法	36
資料2 所管課別温室効果ガス排出量の削減目標	37
資料3 池田町地球温暖化防止条例	51
資料4 省エネ・節電チェックシート	60
資料5 用語解説	64

# 第1章 計画の背景

## 1. 地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。温室効果ガスとは、大気中にある二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタン、フロンなどのことを示します。しかし、温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙に逃げようとしていた熱が地表に溜まり、気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりします。これが、地球温暖化です。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、豪雨、暴風、台風等による被害が観測されています。

国連環境計画（UNEP）と世界気象機関により設立された組織である「国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25年9月に第5次評価報告書の第1作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと等が示され、早い段階での二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減の必要性を訴えています。



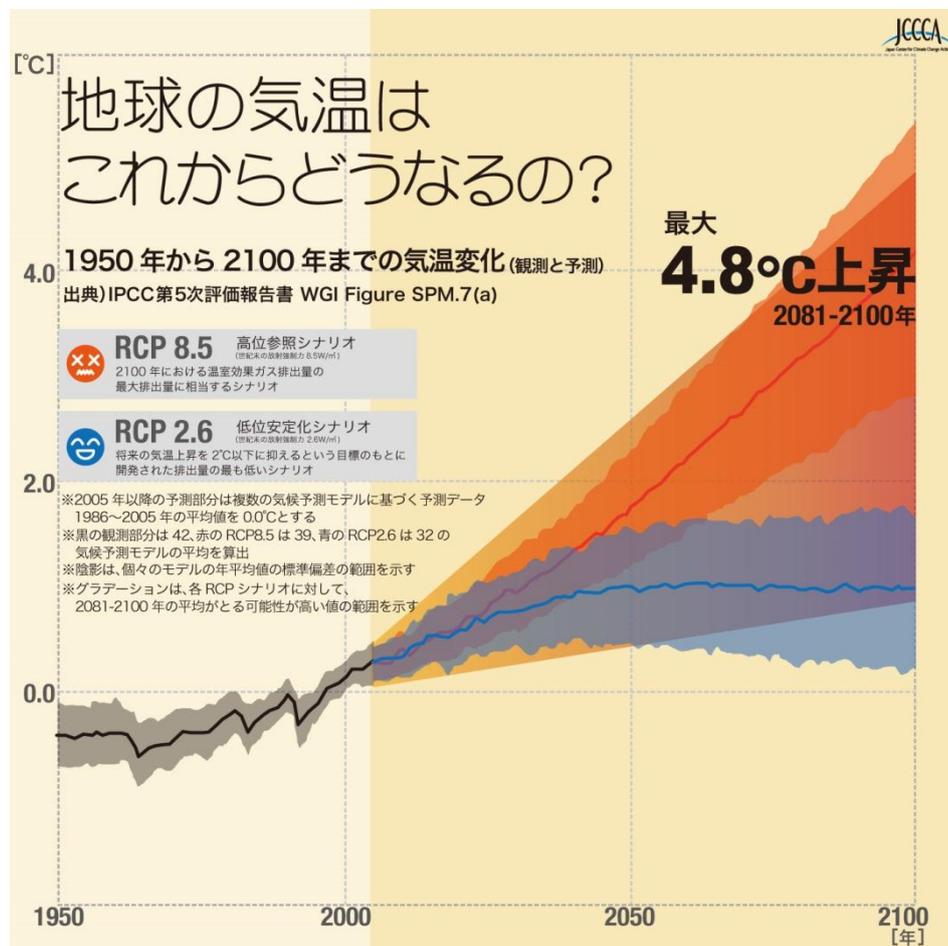
出典：IPCC 第5次評価報告書、全国地球温暖化防止活動推進センターHPより

図1-1 世界の地上気温の経年変化（年平均）

18 世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油等を大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は 200 年前と比べ 35% 程増加しました。これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、21 世紀末には二酸化炭素濃度は現在の 2 倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。

平成 26 年 10 月に公表された IPCC 第 5 次評価報告書によると、2100 年の平均気温は最小で 0.3 度、最大で 4.8 度上がり、2100 年の世界平均海面水位の上昇は 0.26~0.82m となると予測されています。

そして、二酸化炭素の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、最終的に気温が何度上昇するかは累積排出量の幅に関係するため、これからの数十年でより多くの排出を行えば、その後はより多くの排出削減が必要となると報告されています。



出典:IPCC 第 5 次評価報告書、全国地球温暖化防止活動推進センターHP より

図 1-2 1950 年から 2100 年までの気温変化(観測と予測)

## 2. 国際的な動向と日本の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、国連気候変動枠組条約により「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

1997年には、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で、京都議定書が採択されました。この中でわが国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、わが国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年（1998年）10月に公布、平成11年（1999年）4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備し、平成17年（2005年）4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。

京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示されました。

その後、平成27年（2015年）にフランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定が画期的な枠組みとされる理由は、ボトムアップのアプローチを採用したことです。京都議定書は、先進国のみトップダウンで定められた排出削減目標が課せられるアプローチを採用していましたが、このトップダウンのアプローチに対して公平性および実効性の観点から疑問が呈されました。そのことを踏まえて、パリ協定では各国に自主的な取り組みを促すアプローチが模索され、採用されました。この手法は、協定の合意に至るまでの国際交渉において日本が提唱して来たものです。

わが国は、平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出し、同年12月にフランス・パリで開催されたCOP21で、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択されたのです。

国名	1990年比	2005年比	2013年比
日本	▲18.0%	▲25.4%	<b>▲26.0%</b> (2030年までに)
米国	▲14~16%	<b>▲26~28%</b> (2025年までに)	▲18~21%
EU	<b>▲40%</b> (2030年までに)	▲35%	▲24%
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに<b>2005年比</b>でGDP当たりの二酸化炭素排出を<b>60~65%削減</b></li> <li>2030年頃に二酸化炭素排出のピークを達成</li> </ul>		
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、<b>対策を講じなかった場合の2030年比</b>で<b>37%削減</b></li> </ul>		

(出典) 主要国の約束草案(温室効果ガスの排出削減目標)の比較(経済産業省 作成)

## 第2章 計画の基本的事項

### 1. 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、都道府県及び市町村は、その事務及び事業に関し温暖化対策の取り組みを定めた「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」の策定と実施状況の公表が義務づけられました。

池田町（以下、「本町」という。）では、地球温暖化対策をより一層推進していくため、町自らの事務・事業について、「池田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ります。本計画の位置づけは、図2-1に示すとおりです。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条(抜粋)

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規程は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

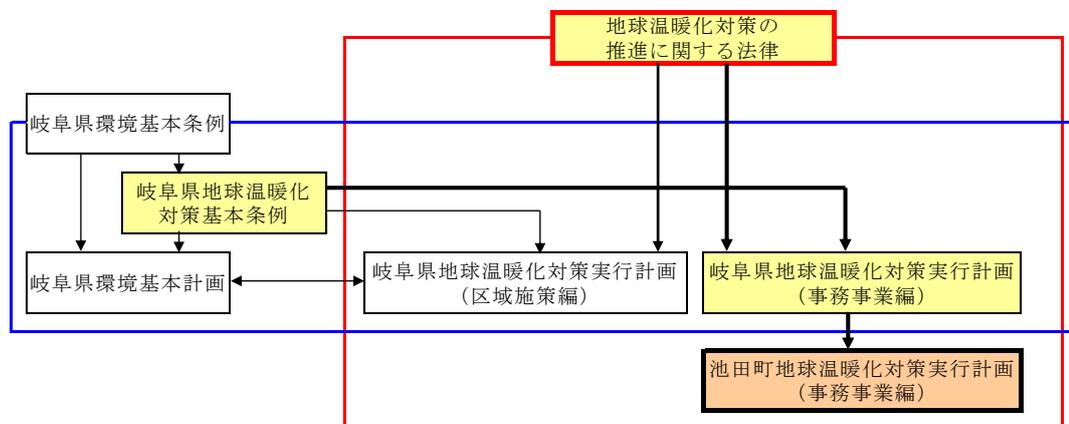


図2-1 計画の位置づけ

## 2. 基準年度・計画の期間

本計画の基準年度は、平成 30 年度（2018 年）としますが、パリ協定の基準年度が平成 25 年度（2013 年）であるため、本町の燃料使用量の平成 25 年度からの増減率を考慮した計画とします。

また、計画期間は、令和 2 年度（2020 年）から令和 11 年度(2029 年)までの 10 年間とします。

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

項目	平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
内容・計画期間	▲基準年度（国）					▲基準年度（当町）	計画策定					▲中間目標年度						▲計画目標年度

図 2-1 計画の基準年度と期間

## 3. 計画の対象範囲

本計画の対象は、池田町が実施する事務・事業とし、表 2-2 に示す施設を対象範囲とします。

なお、指定管理者制度により施設運営を外部に委託している施設であっても、施設の所有権は本町にあるため、本計画の対象とします。

表 2-2(1) 計画の対象範囲

No.	所管課	施設名称	所在地
1	総務課	本部班消防器具庫	池田町六之井1455番地
2		上田消防器具庫（新）（1-1）	池田町上田929番地の1
3		白鳥消防器具庫（1-2）	池田町白鳥76番地の8
4		本郷消防器具庫（2-1）	池田町本郷547番地
5		田畑消防器具庫（2-2）	池田町田畑158番地の3
6		上八幡消防器具庫（3-1）	池田町八幡1409番地
7		下八幡消防器具庫（3-2）	池田町八幡497番地の1
8		片山南消防器具庫（3-3）	池田町片山1177番地の1
9		宮地消防器具庫（4-1）	池田町宮地886番地の4
10		沓井消防器具庫（4-2）	池田町沓井453番地の4
11		東町消防器具庫（5-1）	池田町池野193番地の1
12		緑町消防器具庫（5-2）	池田町青柳82番地の1
13		市橋水防倉庫	池田町市橋794番地の3
14	企画課	まちづくり工房「霞溪舎」	池田町池野259番地の1
15	健康福祉課	池田町子育て・就労応援センター（八幡児童館）	池田町片山2936番地の80
16		温知児童館	池田町本郷1267番地
17		池田児童館	池田町上田1160番地の2
18		（旧）八幡児童館	池田町八幡782番地の1
19		宮地保育園	池田町宮地720番地の1
20		温知保育園	池田町萩原1216番地の1
21		西保育園	池田町田畑207番地
22		片山保育園	池田町片山2938番地の1
23		ことばの教室	池田町粕ヶ原862番地の1
24		福祉センター	池田町本郷1628番地の2
25	保健センター	池田町保健センター	池田町本郷1628番地の2
26	環境課	池田町斎苑	池田町般若畑618番地の2
27		池田町クリーンセンター	池田町片山3025番地の1
28		北部リサイクルセンター	池田町沓井449番地の1
29		南部リサイクルセンター	池田町片山390番地の1
30	産業課	美濃本郷駅	池田町本郷551番地の4
31		大津谷公園	池田町願成寺360番地の98
32		大津谷公園 桜山館	池田町宮地1100番地の1
33		大津谷公園売店	池田町願成寺360番地の98
34		霞間ヶ溪公園	池田町藤代989番地
35		霞間ヶ溪さくら会館	池田町藤代1050番地
36		茶業振興センター	池田町般若畑631番地の9

表 2-2(2) 計画の対象範囲

No.	所管課	施設名称	所在地
37	池田温泉	池田温泉本館	池田町片山3021番地の1
38		池田温泉新館	池田町片山1970番地の1
39		道の駅	池田町片山1953番地の1
40	水道課	中央第1水源地	池田町本郷1704番地
41		中央第2水源地	池田町萩原7番地の2
42		中央配水池	池田町宮地1089番地の3
43		北部水源地	池田町粕ヶ原37番地
44		北部第1配水池	池田町般若畑500番地の136
45		北部第2配水池	池田町段774番地の2
46		北部第1増圧ポンプ場	池田町段524番地の1
47		北部第2増圧ポンプ場	池田町願成寺281番地の3
48		北部第3増圧ポンプ場	池田町小寺158番地の5
49		南部水源地	池田町片山2580番地の2
50		南部配水池	池田町片山3016番地の4
51		中谷地区農業集落排水処理施設	池田町山洞261番地の1
52		徳谷地区農業集落排水処理施設	池田町草深367番地の3
53		大谷地区農業集落排水処理施設	池田町草深293番地の7
54		大津谷地区農業集落排水処理施設	池田町小牛375番地の3
55		白鳥地区農業集落排水処理施設	池田町白鳥302番地の3
56		深歩谷地区農業集落排水処理施設	池田町段233番地の2
57		東光寺谷地区農業集落排水処理施設	池田町藤代329番地の1
58		池田町浄化センター	池田町片山221番地
59		学校教育課	池田中学校
60	温知小学校		池田町本郷1267番地
61	八幡小学校		池田町八幡753番地
62	宮地小学校		池田町宮地864番地
63	池田小学校		池田町上田1160番地の1
64	(旧)池田町給食センター		池田町草深313番地
65	給食センター	池田町大野町学校給食センター	池田町粕ヶ原2031番地の1
66	社会教育課	池田町役場・中央公民館	池田町六之井1468番地の1
67		養基公民館	池田町粕ヶ原568番地の2
68		宮地公民館	池田町宮地864番地の14
69		東公民館	池田町上田1160番地の3
70		中公民館	池田町六之井1480番地の1
71		西公民館	池田町田畑186番地の2
72		八幡公民館	池田町片山649番地
73		ゆうごう・ほっと館	池田町本郷1190番地の1

表 2-2(3) 計画の対象範囲

No.	所管課	施設名称	所在地
74	総合体育館	池田町総合体育館	池田町小寺722番地の1
75		霞間ヶ溪スポーツ公園	池田町山洞367番地の1
76		霞間ヶ溪スポーツ公園売店	池田町小寺368番地の1
77		青少年研修施設	池田町山洞267番地
78		池田公園	池田町粕ヶ原231番地
79		池野多目的広場	池田町池野498番地
80		池田南部公園多目的広場	池田町市橋625番地の1
81		池田南部公園テニスコート	池田町片山212番地の2
82	図書館	池田町図書館	池田町六之井1541番地の1
83	養基組合	養基小学校	池田町田中555番地
84		養基保育園	池田町粕ヶ原607番地の3
85		養基組合事務局（養基児童クラブ）	池田町田中555番地

#### 4. 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条3項に定められた6種類の温室効果ガスの中で、パーフルオロカーボン（PFC）は本町の施設から排出がないこと、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）及び六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は排出量の把握が困難であるため対象外とし、本町の事務・事業の内容、規模から勘案し、把握する対象ガスは二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

表 2-3 温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの廃棄時等に排出される。	
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・廃棄時等に排出される。	
六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングに用いられる。	

## 第3章 温室効果ガスの排出量

### 1. 温室効果ガス排出量

本計画の基準年度（平成30年度）における温室効果ガスの排出量は、表3-1に示すとおりです。総排出量は、4,634t-CO<sub>2</sub>です。

排出源別温室効果ガスの割合は、図3-1に示すとおりです。温室効果ガスの発生源としては、電気の使用が約7割以上となっており、全体の約4分の3を占めています。

このことから、温室効果ガス発生量の削減に向け、最も効果があると考えられるのは、電気使用量の抑制です。

住民サービスを低下させることなく、省エネルギー化、施設におけるエネルギー効率の向上等の対策を講ずることに合わせて、職員等一人ひとりによる省エネルギー、省資源の取り組みを進めていくことが重要になります。

平成30年度の温室効果ガス排出量（池田町）

4,634 t-CO<sub>2</sub>

表3-1 温室効果ガス排出量（平成30年度）

排出源	活動量		二酸化炭素		
	使用量	単位	排出係数 kg-CO <sub>2</sub> /単位	排出量 (t)	
燃料 使用 量	ガソリン	6,120	L	2.32	14
	軽油	10,270	L	2.58	26
	灯油	35,280	L	2.49	88
	A重油	396,761	L	2.71	1,075
	プロパンガス	78,084	kg	3.00	234
	炭	0	kg	2.33	0
電気使用量	7,070,236	kWh	0.452	3,196	
廃棄物焼却量	0	t	2,765	0	
温室効果ガスの総排出量					4,634

平成30年度の温室効果ガス排出量（揖斐郡養基小学校養基保育所組合）

88 t-CO<sub>2</sub>

単位：t-CO<sub>2</sub>

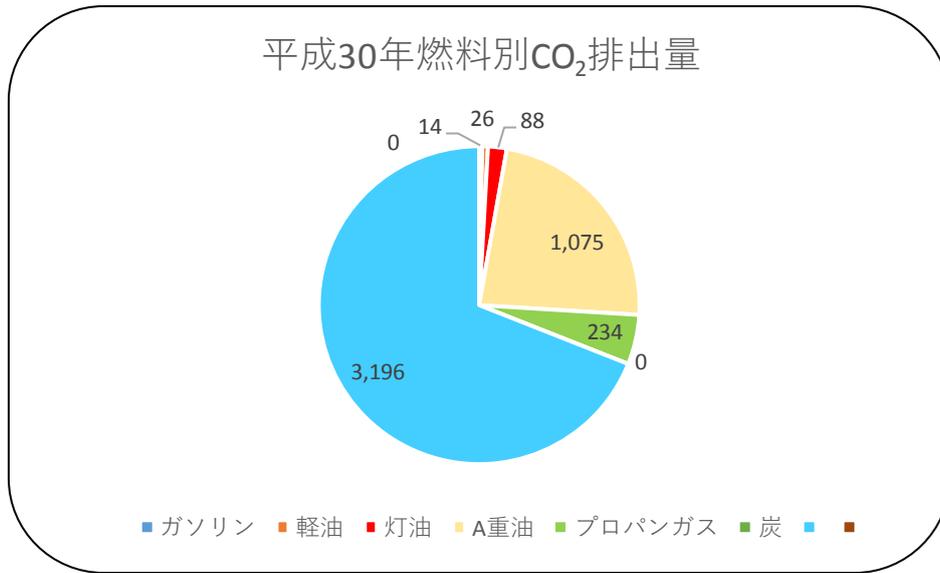


図 3-1 排出源別温室効果ガス排出量の割合

## 2. 所管課別排出量

本町の平成 30 年度の事務・事業における温室効果ガス排出量の所管課別の内訳は、表 3-2 及び図 2-2 に示すとおりです。

表 3-2 所管課別温室効果ガス排出量

所管課	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
総務課	896	1,210	498	0	0	0	11,378	0	11,586
企画課	0	0	0	0	2	0	4,720	0	2,139
健康福祉課	13	1,113	1,111	0	5,569	0	238,113	0	130,000
保健センター	455	22	100	0	190	0	73,177	0	35,008
環境課	1,786	2,195	4,840	0	13	0	37,647	0	38,913
産業課	60	120	40	600	59	0	15,745	0	9,469
池田温泉	188	5,039	0	364,601	16,696	0	1,134,734	0	1,564,492
水道課	0	483	0	0	2	0	2,295,405	0	1,038,776
学校教育課	25	42	2,971	1,560	6,896	0	815,154	0	400,931
給食センター	277	0	0	0	44,145	0	1,041,269	0	603,731
社会教育課	702	12	40	30,000	472	0	754,459	0	425,490
総合体育館	1,104	0	0	0	456	0	340,673	0	157,914
図書館	123	0	25,400	0	0	0	140,023	0	126,821
養基組合	492	34	280	0	3,584	0	167,739	0	88,498
合計	6,120	10,270	35,280	396,761	78,084	0	7,070,236	0	4,633,768

単位：kg-CO<sub>2</sub>

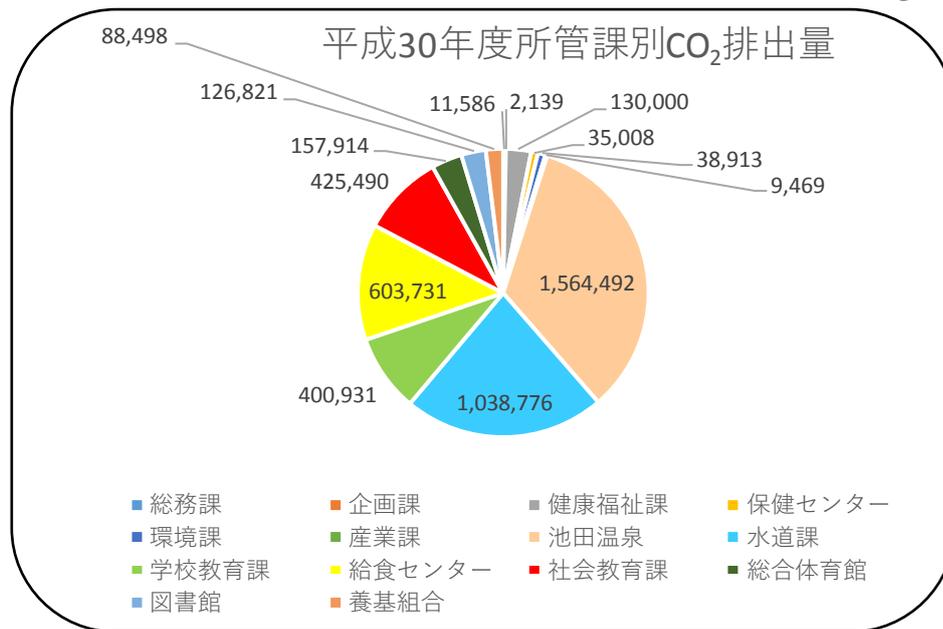


図 3-2 所管課別温室効果ガス排出量

所管課ごとで比較すると、池田温泉が 1,564t-CO<sub>2</sub> と CO<sub>2</sub> の排出量が一番多く、次に水道課、給食センターの順となっています。

### 3. 年度別排出量

本町全体の平成 26 年度から平成 30 年度までの年度別温室効果ガス排出量は、図 3-3 に示すとおりです。

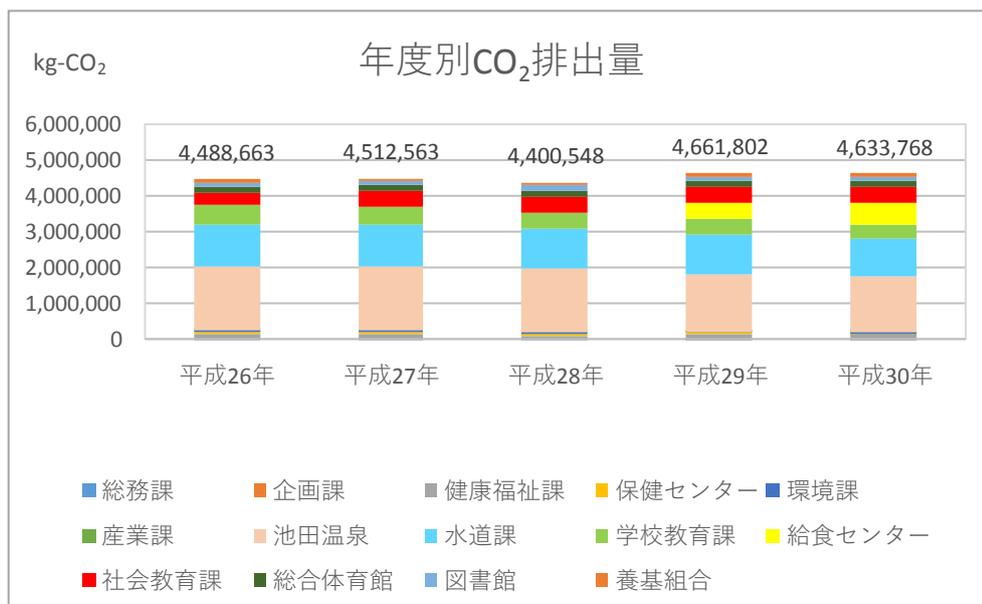


図 3-3 年度別温室効果ガス排出量 (本町全体)

(1) 総務課

総務課の平成30年度の燃料使用量は表3-3、年度別温室効果ガス排出量は図3-4に示すとおりである。

表3-3 燃料使用量 (総務課)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
本部班消防器具庫	0	98	0	0	0	0	0	0	253
上田消防器具庫(新)(1-1)	5	196	0	0	0	0	1,314	0	1,112
白鳥消防器具庫(1-2)	166	0	0	0	0	0	926	0	804
本郷消防器具庫(2-1)	144	0	20	0	0	0	498	0	609
上八幡消防器具庫(3-1)	342	0	236	0	0	0	1,142	0	1,897
下八幡消防器具庫(3-2)	0	155	18	0	0	0	1,268	0	1,018
片山南消防器具庫(3-3)	0	155	0	0	0	0	1,964	0	1,288
宮地消防器具庫(4-1)	25	133	144	0	0	0	712	0	1,082
沓井消防器具庫(4-2)	5	252	0	0	0	0	663	0	962
東町消防器具庫(5-1)	0	117	0	0	0	0	396	0	481
緑町消防器具庫(5-2)	0	104	0	0	0	0	1,302	0	857
市橋水防倉庫	0	0	0	0	0	0	139	0	63
総務課合計	896	1,210	498	0	0	0	11,378	0	11,586

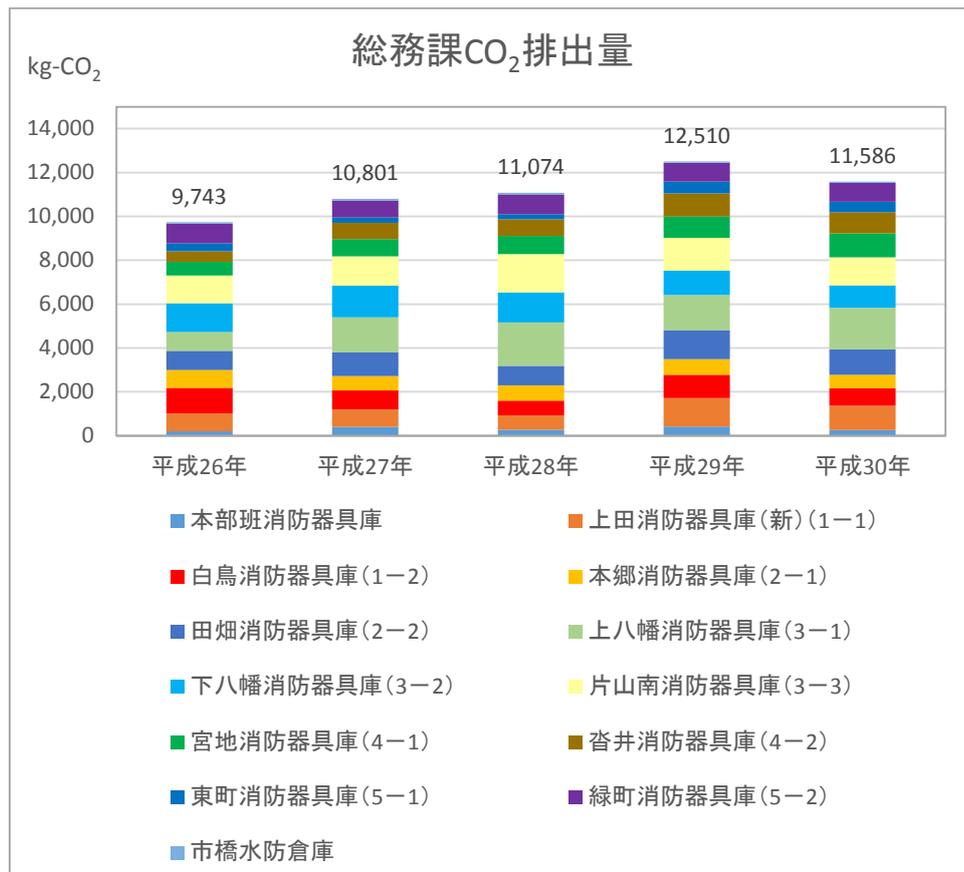


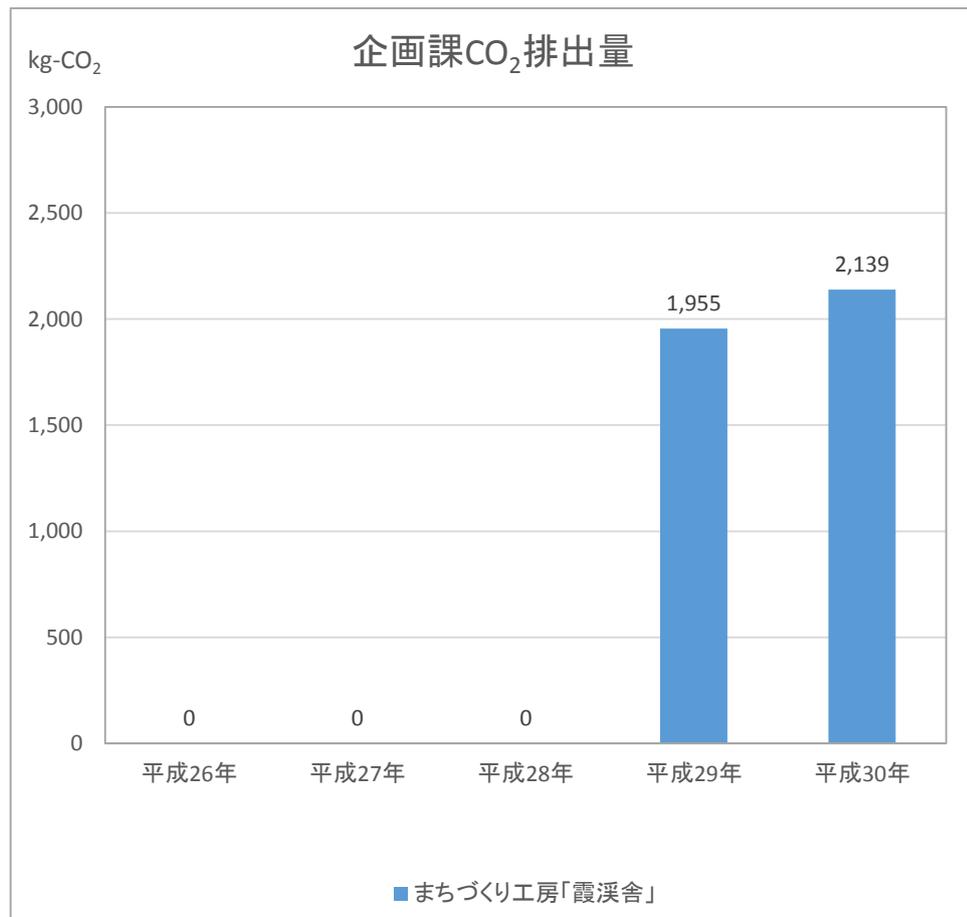
図3-4 年度別温室効果ガス排出量 (総務課)

(2) 企画課

企画課の平成 30 年度の燃料使用量は表 3-4、年度別温室効果ガス排出量は図 3-5 に示すとおりである。

表 3-4 燃料使用量 (企画課)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量
	ガソリン	軽油	灯油	Δ重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
まちづくり工房「霞溪舎」	0	0	0	0	2	0	4,720	0	2,139



※平成 29 年度より指定管理者制度により指定管理者が管理

図 3-5 年度別温室効果ガス排出量 (企画課)

### (3) 健康福祉課

健康福祉課の平成30年度の燃料使用量は表3-5、年度別温室効果ガス排出量は図3-6に示すとおりである。

表3-5 燃料使用量 (健康福祉課)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町子育て・就労応援センター (八幡児童館)	0	0	0	0	0	0	23,286	0	10,525
温知児童館	0	0	741	0	79	0	33,125	0	17,055
池田児童館	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(旧) 八幡児童館	0	0	0	0	74	0	8,786	0	4,194
宮地保育園	8	0	290	0	1,046	0	23,854	0	14,660
温知保育園	5	1,113	80	0	1,532	0	71,001	0	39,770
西保育園	0	0	0	0	1,286	0	36,714	0	20,452
片山保育園	0	0	0	0	1,539	0	23,441	0	15,211
ことばの教室	0	0	0	0	13	0	17,906	0	8,133
福祉センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉課合計	13	1,113	1,111	0	5,569	0	238,113	0	130,000

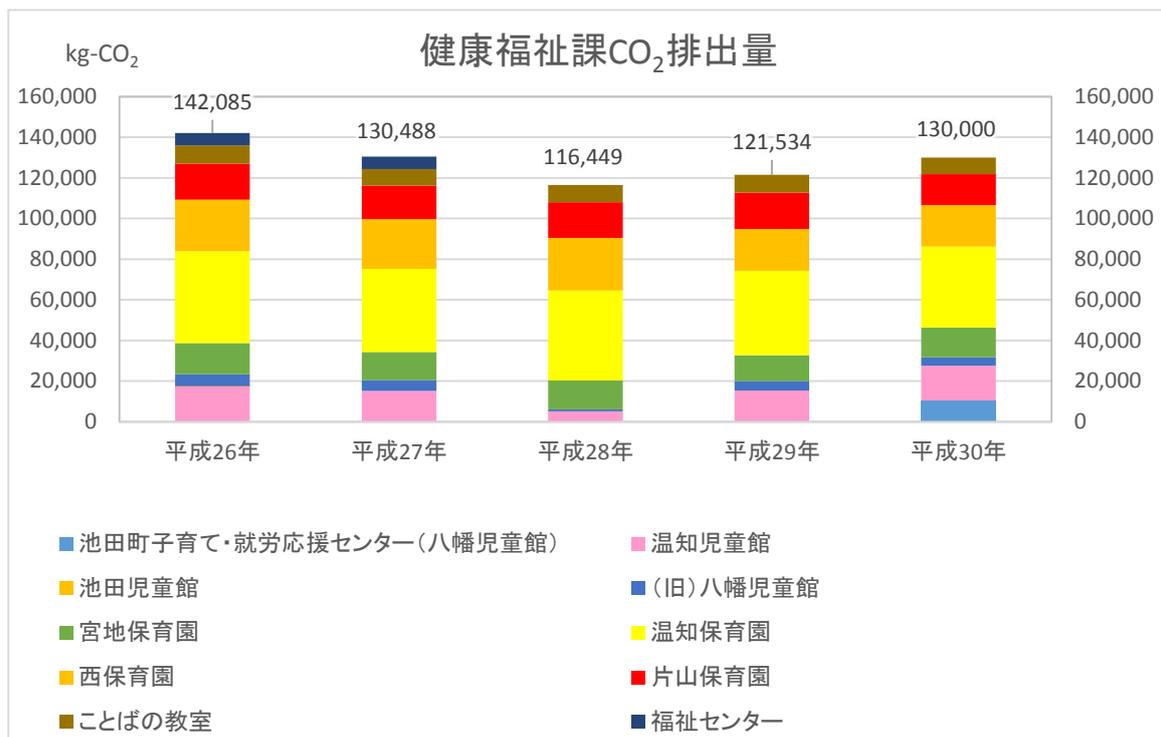


図3-6 年度別温室効果ガス排出量 (健康福祉課)

(4) 保健センター

保健センターの平成30年度の燃料使用量は表3-6、年度別温室効果ガス排出量は図3-7に示すとおりである。

表3-6 燃料使用量 (保健センター)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町保健センター	455	22	100	0	190	0	73,177	0	35,008

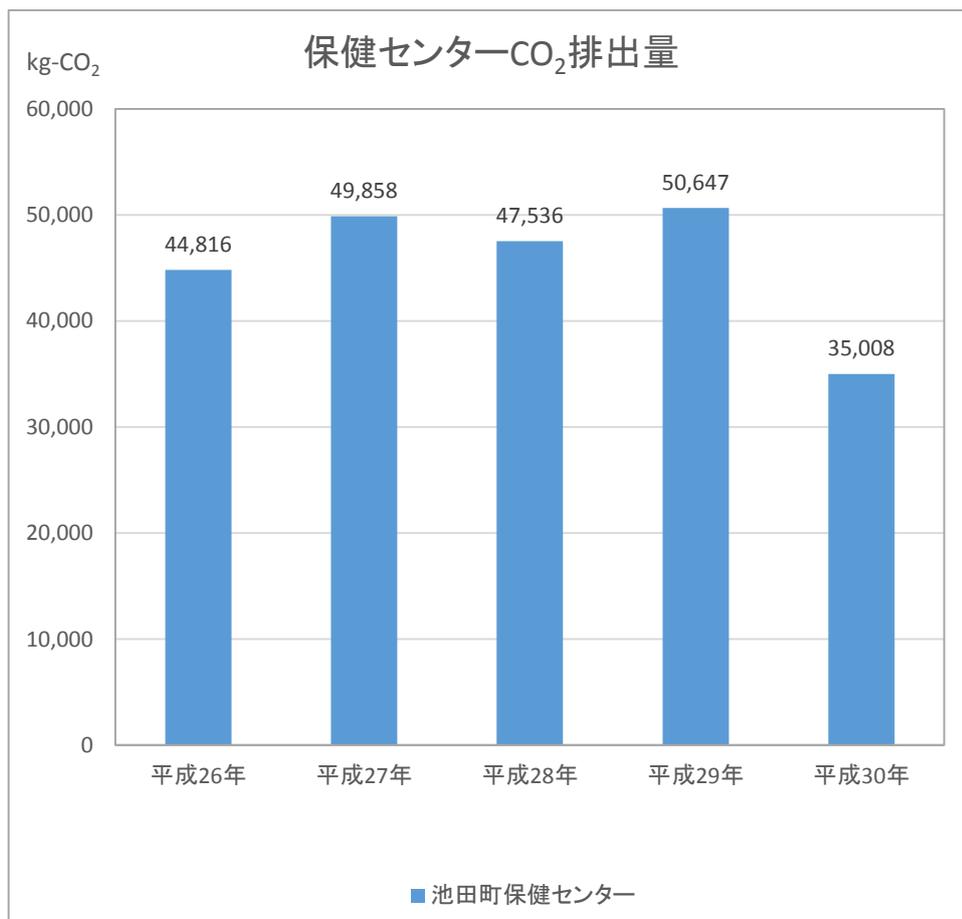


図3-7 年度別温室効果ガス排出量 (保健センター)

(5) 環境課

環境課の平成30年度の燃料使用量は表3-7、年度別温室効果ガス排出量は図3-8に示すとおりである。

表3-7 燃料使用量 (環境課)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町斎苑	135	0	4580	0	0	0	25,447	0	23,220
池田町クリーンセンター	718	2195.2	200	0	0	0	3,173	0	9,262
北部リサイクルセンター	932	0	60	0	13	0	9,022	0	6,429
南部リサイクルセンター	0	0	0	0	0	0	5	0	2
環境課合計	1,786	2,195	4,840	0	13	0	37,647	0	38,913

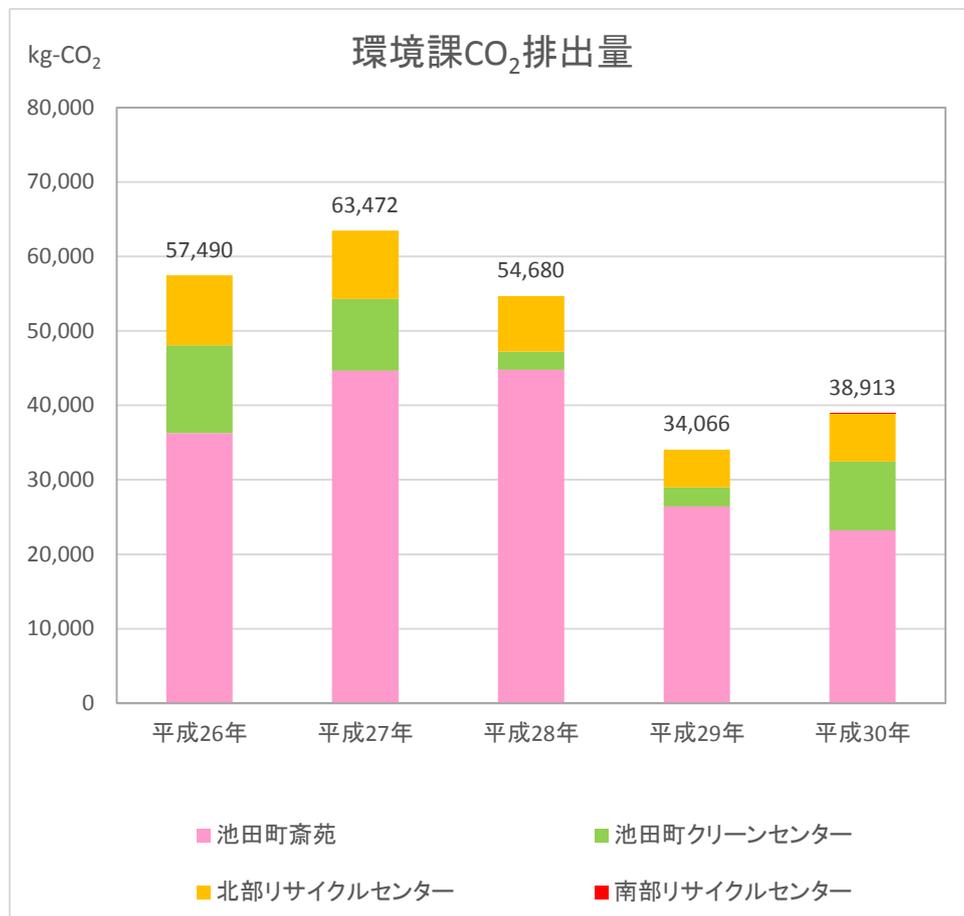


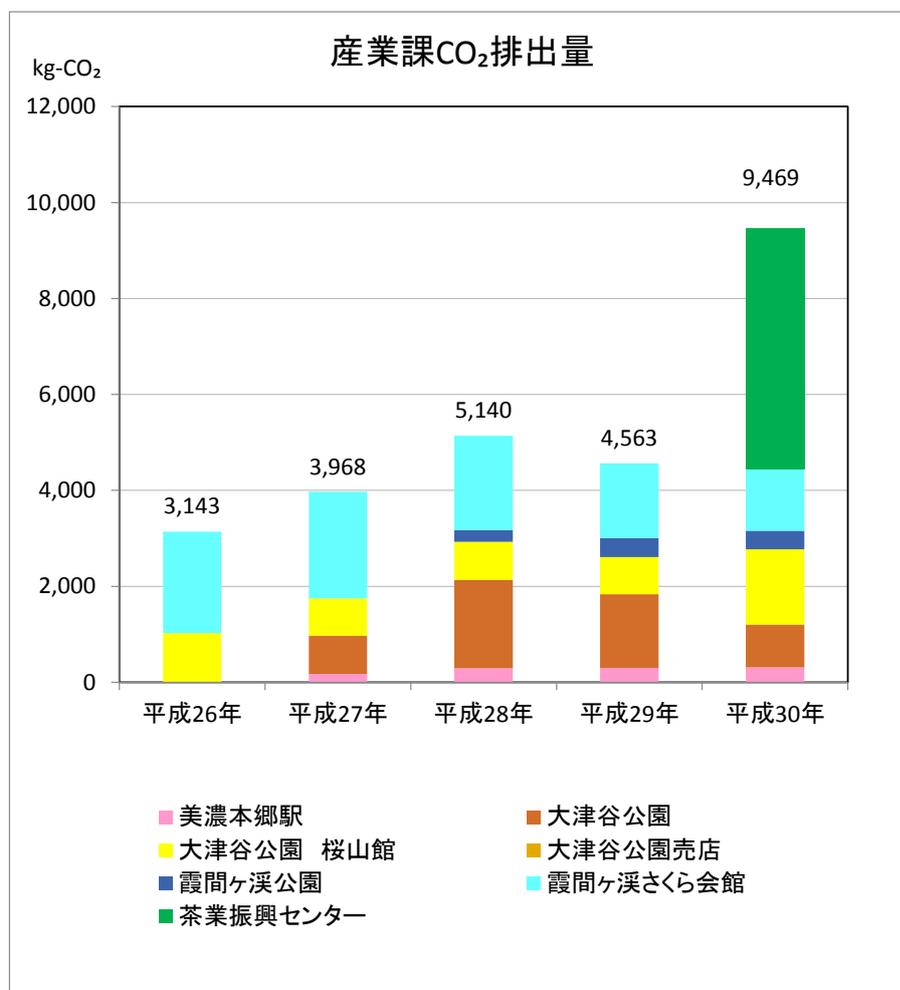
図3-8 年度別温室効果ガス排出量 (環境課)

(6) 産業課

産業課の平成30年度の燃料使用量は表3-8、年度別温室効果ガス排出量は図3-9に示すとおりである。

表3-8 燃料使用量（産業課）

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン L	軽油 L	灯油 L	A重油 L	プロパンガス kg	炭 kg	電気 kWh	ごみ t	
美濃本郷駅	0	0	0	0	0	0	682	0	308
大津谷公園	0	0	0	0	0	0	1,986	0	898
大津谷公園 桜山館	0	0	0	0	0	0	3,465	0	1,566
大津谷公園売店	0	0	0	0	0	0	0	0	0
霞間ヶ溪公園	0	0	0	0	0	0	856	0	387
霞間ヶ溪さくら会館	0	0	0	0	15	0	2,756	0	1,292
茶業振興センター	60	120	40	600	44	0	6,000	0	5,018
産業課合計	60	120	40	600	59	0	15,745	0	9,469



※茶業振興センターは、平成30年度に譲与を受けた。

図3-9 年度別温室効果ガス排出量（産業課）

(7) 池田温泉

池田温泉の平成30年度の燃料使用量は表3-9、年度別温室効果ガス排出量は図3-10に示すとおりである。

表3-9 燃料使用量 (池田温泉)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田温泉本館	188	0	0	162,273	5,204	0	372,518	0	624,187
池田温泉新館	0	5,039	0	202,328	8,282	0	510,359	0	816,839
道の駅	0	0	0	0	3,209	0	251,857	0	123,466
企画課合計	188	5,039	0	364,601	16,696	0	1,134,734	0	1,564,492

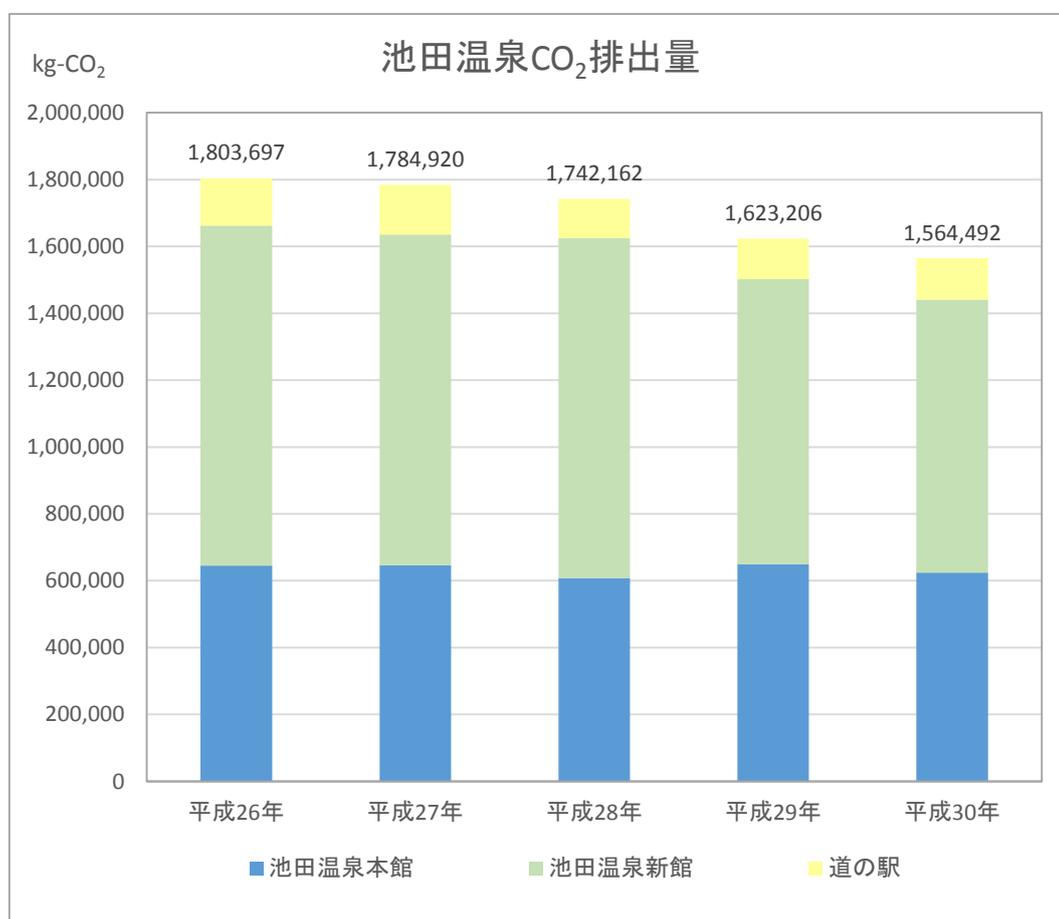


図3-10 年度別温室効果ガス排出量 (池田温泉)

(8) 水道課

水道課の平成30年度の燃料使用量は表3-10、年度別温室効果ガス排出量は図3-11に示すとおりである。

表3-10 燃料使用量（水道課）

施設名称	使用量							焼却量 ごみ	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気		
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
中央第1水源地	0	52	0	0	0	0	405,553	0	183,444
中央第2水源地	0	0	0	0	0	0	79,245	0	35,819
中央配水池	0	0	0	0	0	0	1,993	0	901
北部水源地	0	66	0	0	0	0	234,072	0	105,971
北部第1配水池	0	0	0	0	0	0	684	0	309
北部第2配水池	0	0	0	0	0	0	1,230	0	556
北部第1増圧ポンプ場	0	0	0	0	0	0	20,484	0	9,259
北部第2増圧ポンプ場	0	0	0	0	0	0	16,511	0	7,463
北部第3増圧ポンプ場	0	0	0	0	0	0	1,846	0	834
南部水源地	0	365	0	0	0	0	214,921	0	98,086
南部配水池	0	0	0	0	0	0	834	0	377
中谷地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	82,585	0	37,328
徳谷地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	109,071	0	49,300
大谷地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	109,502	0	49,495
大津谷地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	151,849	0	68,636
白鳥地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	87,737	0	39,657
深歩谷地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	110,523	0	49,956
東光寺谷地区農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0	0	211,985	0	95,817
池田町浄化センター	0	0	0	0	2	0	454,780	0	205,568
水道課合計	0	483	0	0	2	0	2,295,405	0	1,038,776

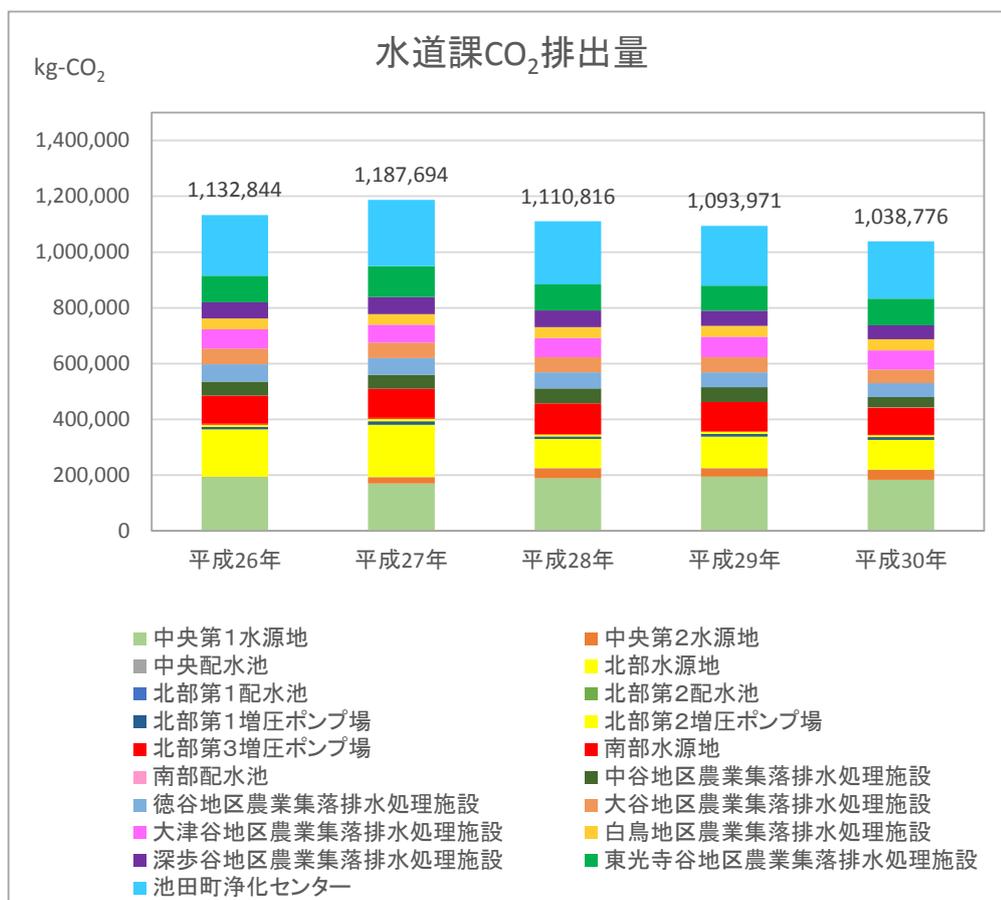


図3-11 年度別温室効果ガス排出量（水道課）

(9) 学校教育課

学校教育課の平成30年度の燃料使用量は表3-11、年度別温室効果ガス排出量は図3-12に示すとおりである。

表3-11 燃料使用量（学校教育課）

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田中学校	20	6	1,189	0	135	0	297,494	0	137,894
温知小学校	5	24	117	0	1,954	0	165,684	0	81,114
八幡小学校	0	0	120	1,560	4,015	0	99,705	0	61,638
宮地小学校	0	0	484	0	114	0	58,709	0	28,082
池田小学校	0	13	1,061	0	679	0	193,562	0	92,203
(旧)池田町給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育課合計	25	42	2,971	1,560	6,896	0	815,154	0	400,931

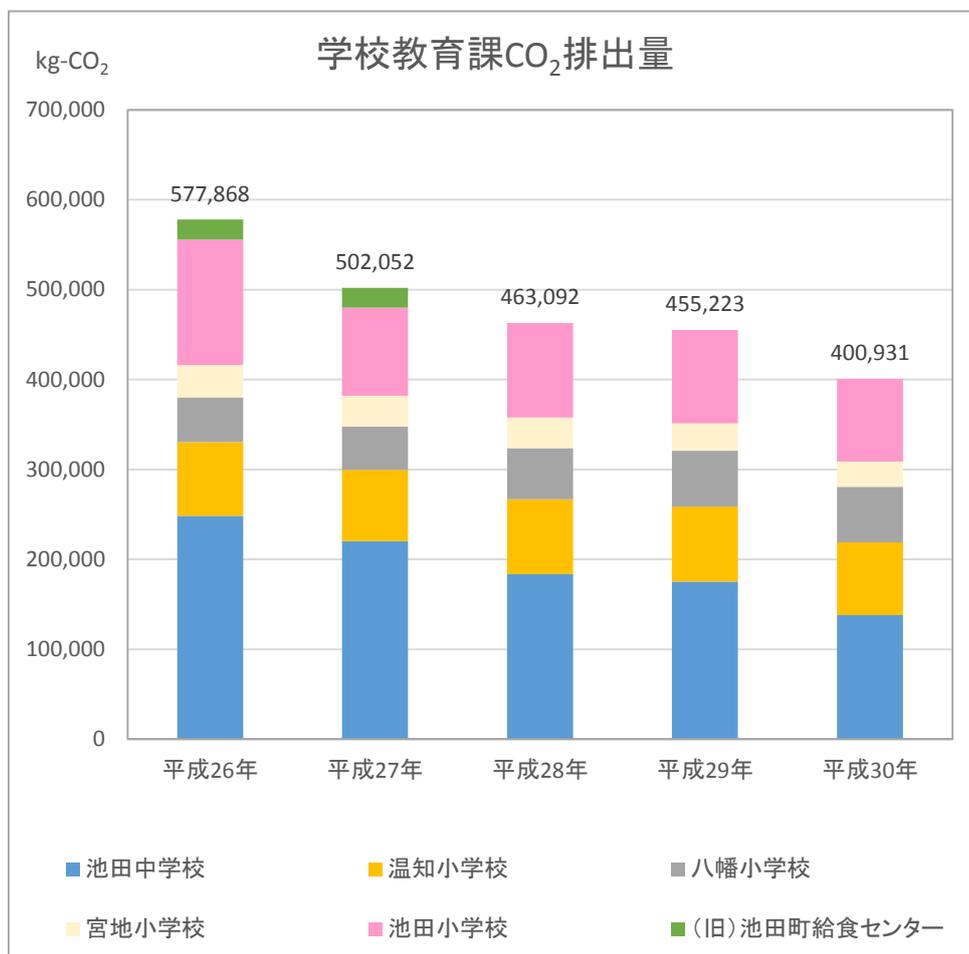


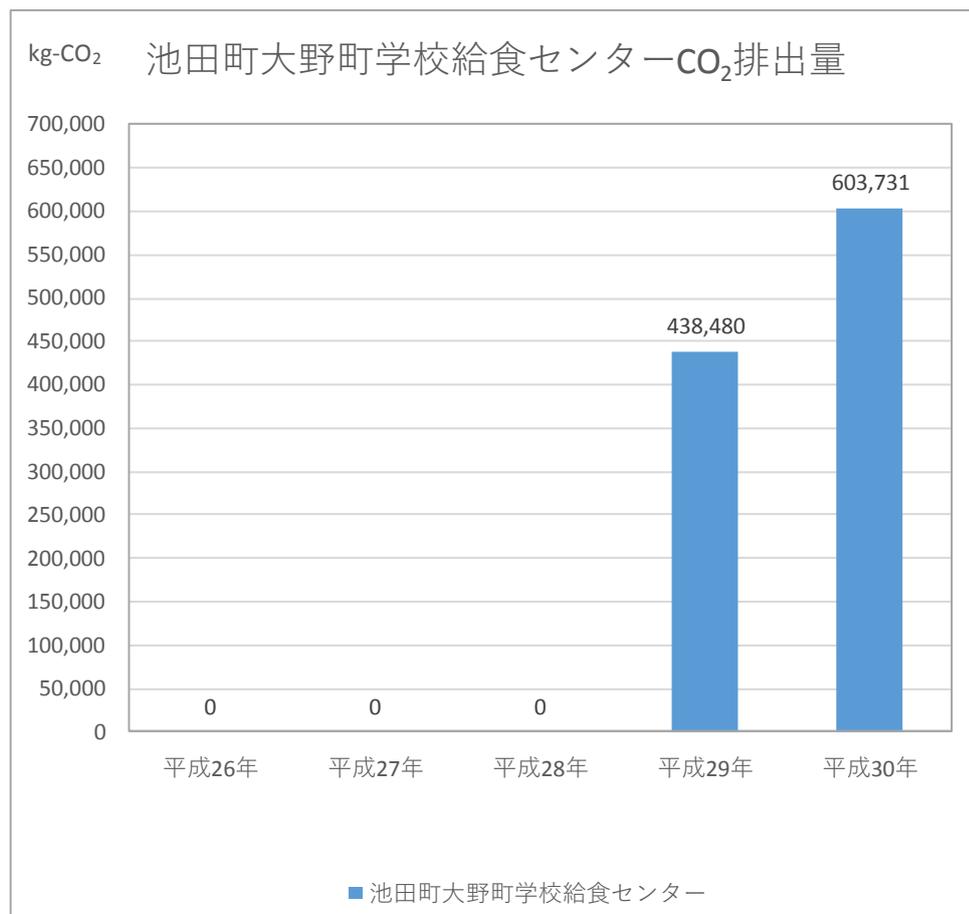
図3-12 年度別温室効果ガス排出量（学校教育課）

(10) 池田町大野町学校給食センター

池田町大野町学校給食センターの平成 30 年度の燃料使用量は表 3-12、年度別温室効果ガス排出量は図 3-13 に示すとおりである。

表 3-12 燃料使用量 (池田町大野町学校給食センター)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	Δ重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町大野町学校給食センター	277	0	0	0	44,145	0	1,041,269	0	603,731



※池田町大野町学校給食センターは平成 29 年度に竣工した。

図 3-13 年度別温室効果ガス排出量 (池田町大野町学校給食センター)

(11) 社会教育課

社会教育課の平成30年度の燃料使用量は表3-13、年度別温室効果ガス排出量は図3-14に示すとおりである。

表3-13 燃料使用量（社会教育課）

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町役場・中央公民館	702	12	0	30,000	92	0	597,050	0	353,100
養基公民館	0	0	0	0	51	0	24,921	0	11,418
宮地公民館	0	0	0	0	35	0	16,154	0	7,406
東公民館	0	0	0	0	4	0	14,358	0	6,503
中公民館	0	0	40	0	13	0	46,801	0	21,292
西公民館	0	0	0	0	124	0	20,473	0	9,627
八幡公民館	0	0	0	0	72	0	23,581	0	10,875
ゆうごう・ほっと館	0	0	0	0	81	0	11,121	0	5,269
社会教育課合計	702	12	40	30,000	472	0	754,459	0	425,490

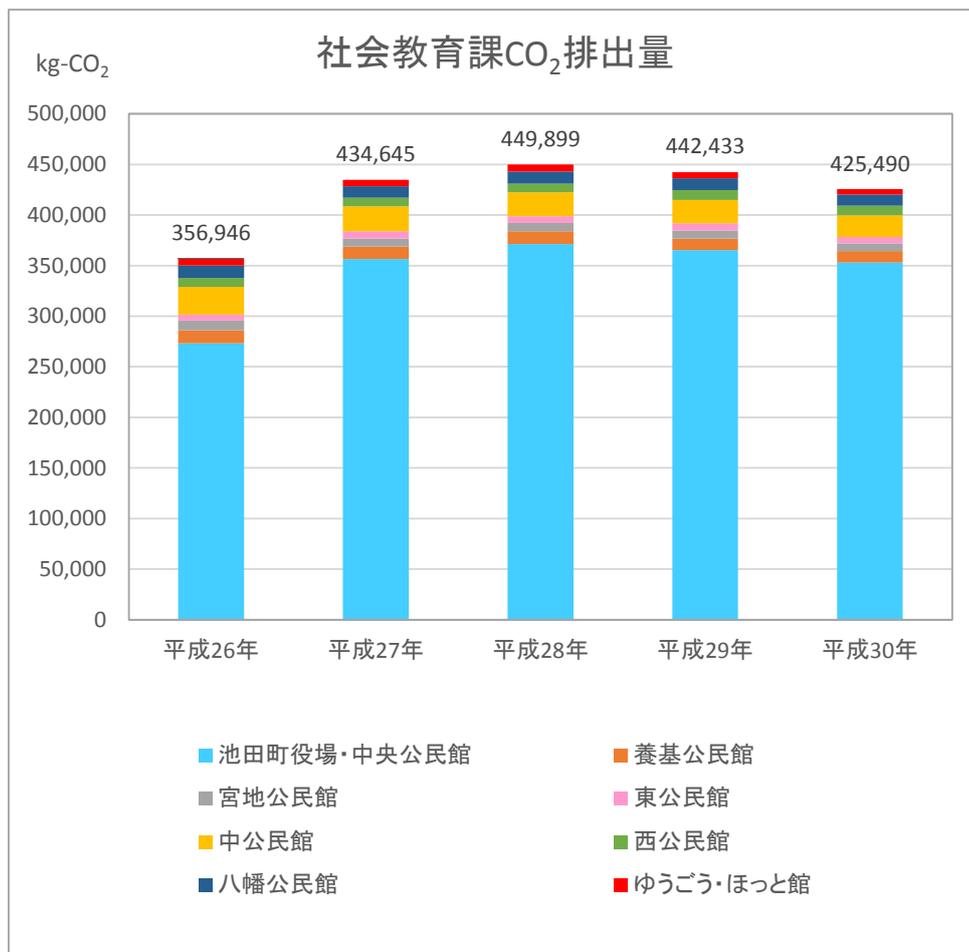


図3-14 年度別温室効果ガス排出量（社会教育課）

(12) 総合体育館

総合体育館の平成30年度の燃料使用量は表3-14、年度別温室効果ガス排出量は図3-15に示すとおりである。

表3-14 燃料使用量（総合体育館）

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町総合体育館	1,104	0	0	0	207	0	196,976	0	92,216
霞間ヶ溪スポーツ公園	0	0	0	0	0	0	14,844	0	6,709
霞間ヶ溪スポーツ公園売店	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青少年研修施設	0	0	0	0	249	0	19,294	0	9,468
池田公園	0	0	0	0	0	0	102,427	0	46,297
池野多目的広場	0	0	0	0	0	0	6,571	0	2,970
池田南部公園多目的広場	0	0	0	0	0	0	404	0	183
池田南部公園テニスコート	0	0	0	0	0	0	157	0	71
総合体育館合計	1,104	0	0	0	456	0	340,673	0	157,914

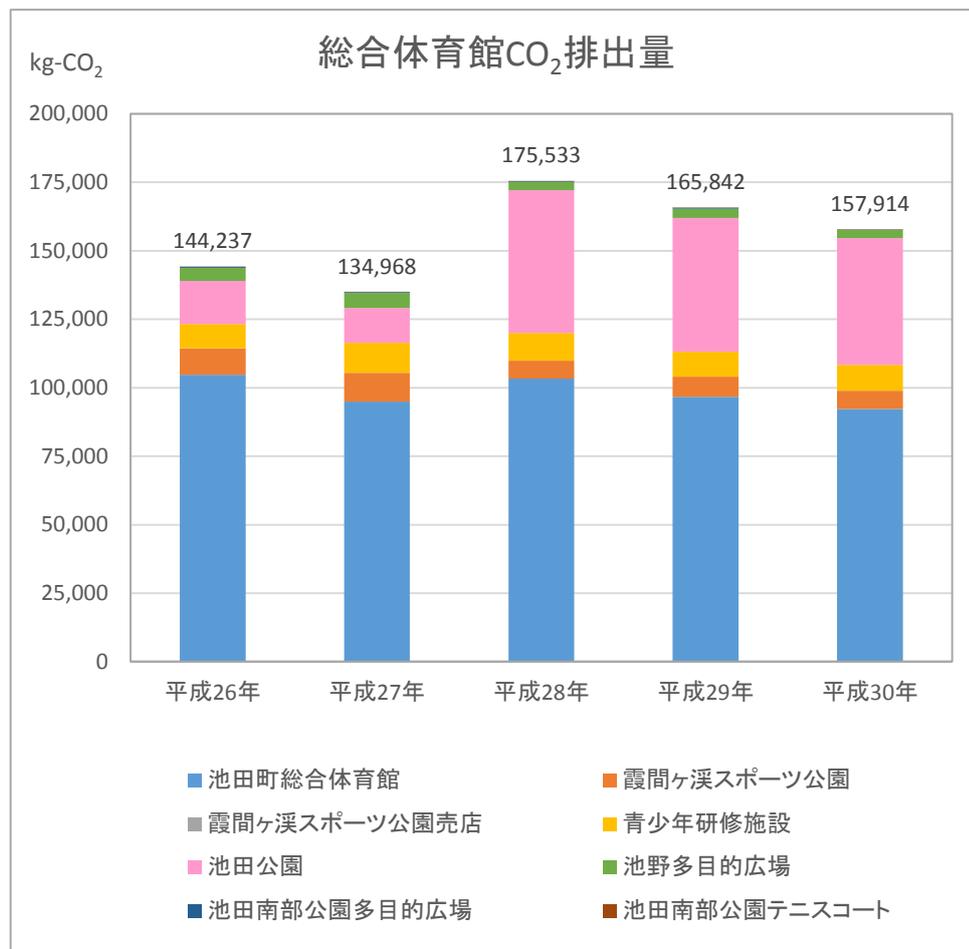


図3-15 年度別温室効果ガス排出量（総合体育館）

(13) 図書館

図書館の平成 30 年度の燃料使用量は表 3-15、年度別温室効果ガス排出量は図 3-16 に示すとおりである。

表 3-15 燃料使用量 (図書館)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
池田町図書館	123	0	25,400	0	0	0	140,023	0	126,821

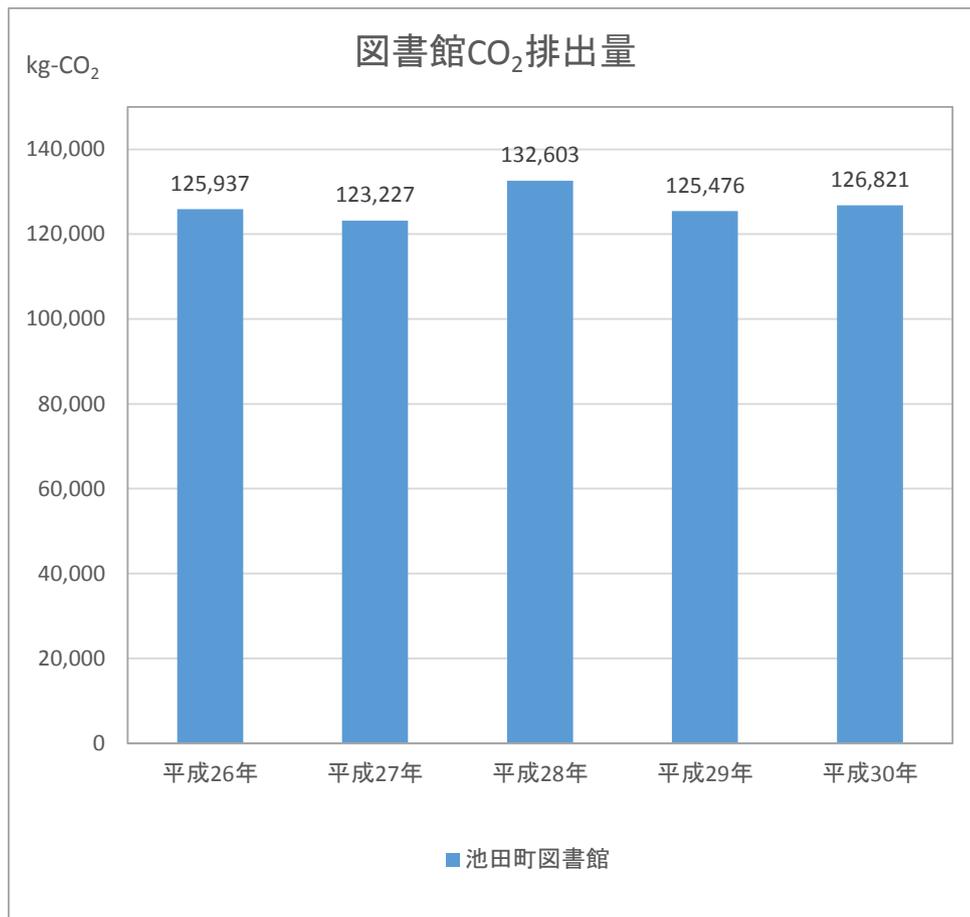


図 3-16 年度別温室効果ガス排出量 (図書館)

(14) 養基組合

養基組合の平成30年度の燃料使用量は表3-16、年度別温室効果ガス排出量は図3-17に示すとおりである。

表3-16 燃料使用量 (養基組合)

施設名称	使用量							焼却量	CO <sub>2</sub> 排出量 kg
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	プロパンガス	炭	電気	ごみ	
	L	L	L	L	kg	kg	kWh	t	
養基小学校	0	15	80	0	1,122	0	112,421	0	54,418
養基保育園	5	0	200	0	2,089	0	32,792	0	21,599
養基組合事務局 (養基児童クラブ)	487	19	0	0	373	0	22,526	0	12,481
養基組合合計	492	34	280	0	3,584	0	167,739	0	88,498

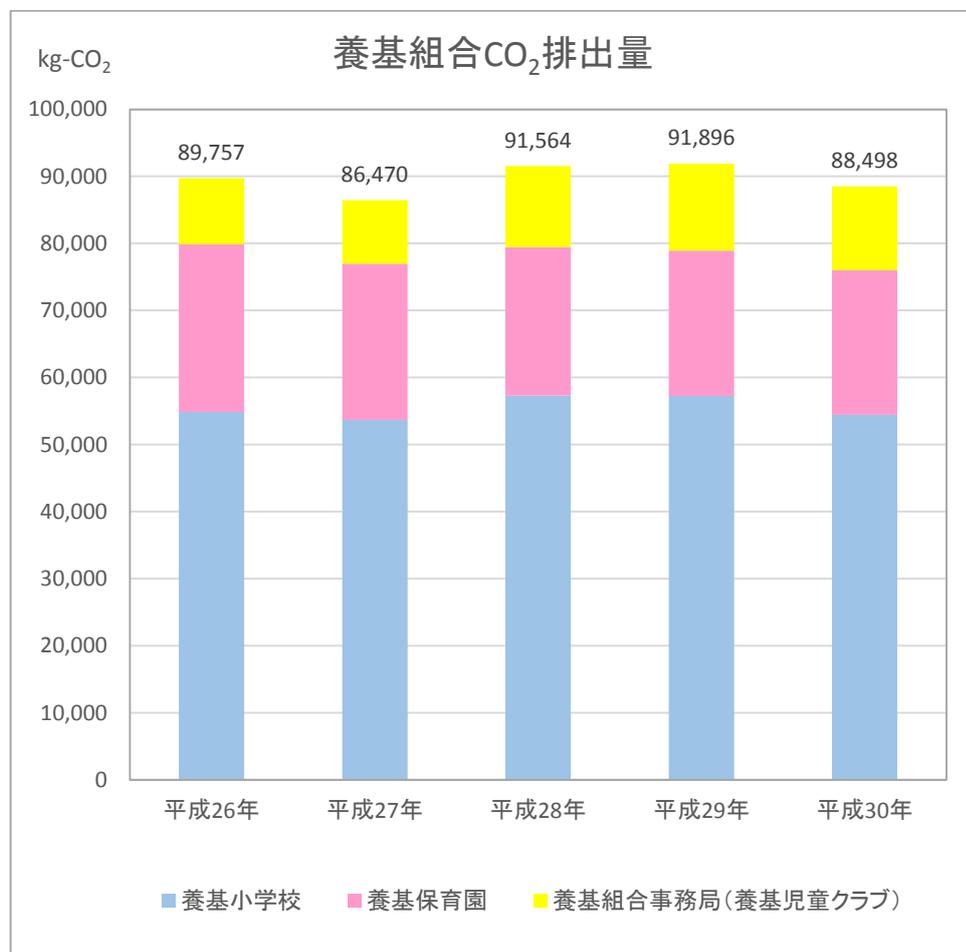


図3-17 年度別温室効果ガス排出量 (養基組合)

## 第4章 計画の目標

### 1. 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方

本町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減にあたっては、それぞれの特性に応じて、効果的に排出抑制に向けた取り組みを推進することが必要です。

このため本計画の目標は、各施設から増減の見込を把握し、それを積み上げるボトムアップ形式を基本とし、パリ協定の目標値『2030年（令和12年）に2013年（平成25年）比で26%削減する』を考慮して、目標値を設定しました。

### 2. 温室効果ガスの削減目標

本計画の実施により、本町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標は、次に掲げるとおりとします。

基準年度を平成30年度とし、温室効果ガス排出量を

令和6年度までに **13%削減**

令和11年度までに **26%削減** することを目標とします。

### 3. 排出源別の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標「26%」を達成するために、排出源別の全体目標を表4-1のとおり掲げ、本計画を推進します。

表4-1 排出源別の目標値

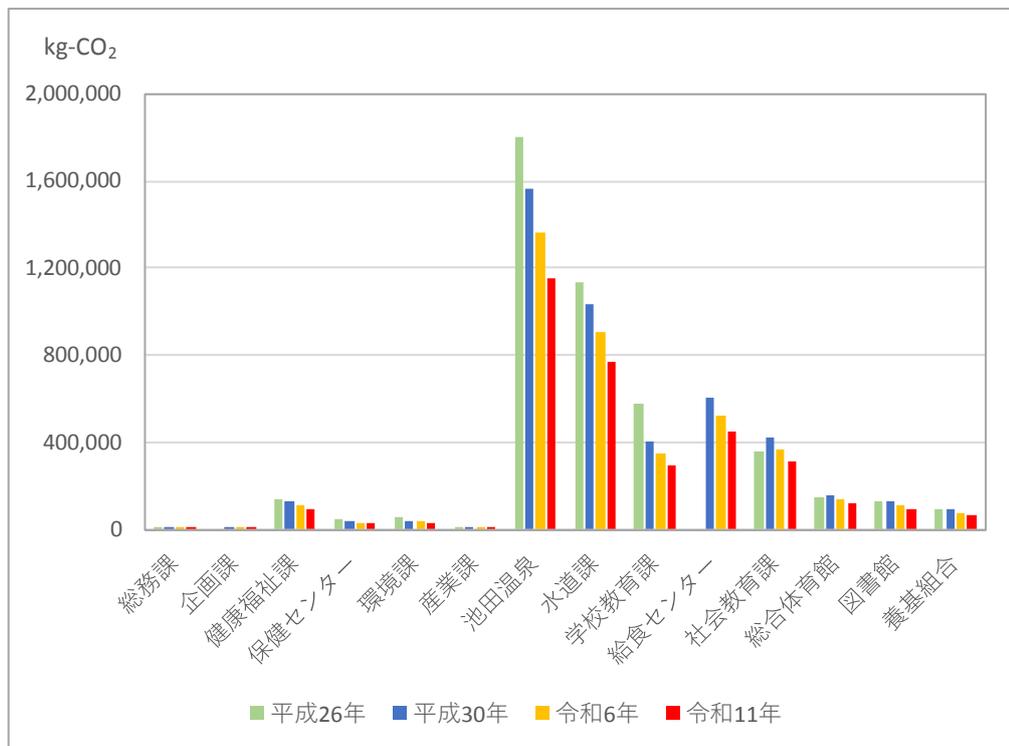
排出源	目標値
電気の使用量	26.0% 削減する。
各種燃料の使用量	
ガソリン	26.0% 削減する。
軽油	26.0% 削減する。
灯油	26.0% 削減する。
A重油	26.0% 削減する。
プロパンガス	26.0% 削減する。
炭	使用しない。

#### 4. 所管課別の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標「26%」を達成するための、所管課別の目標は、表4-2及び図4-1に示すとおりです。

表4-2 所管課別削減目標

項目	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )		中間目標値 (kg-CO <sub>2</sub> )	目標値 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減率
	平成26年	平成30年	令和6年	令和11年	
総務課	9,743	11,586	10,080	8,574	74%
企画課	0	2,139	1,861	1,583	74%
健康福祉課	142,185	130,000	113,100	96,200	74%
保健センター	44,816	35,008	30,457	25,906	74%
環境課	57,490	38,913	33,854	28,796	74%
産業課	3,143	9,469	8,238	7,007	74%
池田温泉	1,803,697	1,564,492	1,361,108	1,157,724	74%
水道課	1,132,844	1,038,776	903,735	768,694	74%
学校教育課	577,868	400,931	348,810	296,689	74%
給食センター	0	603,731	525,246	446,761	74%
社会教育課	356,946	425,490	370,176	314,863	74%
総合体育館	144,237	157,914	137,385	116,856	74%
図書館	125,937	126,821	110,334	93,848	74%
養基組合	89,757	88,498	76,993	65,489	74%
合計	4,488,663	4,633,768	4,031,378	3,428,988	74%



## 第5章 目標達成に向けた取り組み

### 1. 取り組み項目の検討

本計画における温室効果ガスの排出量に関する数量的な目標を達成するため、どのような取り組みが効果的かつ実施可能であるかを検討し、以下の分類で整理しました。

温室効果ガス排出量を抑制するための取り組みとしては、日常業務に関する取り組みが、最も身近で実行しやすいものとなります。この取り組みを徹底することは、職員一人ひとりの意識を向上させる上でも重要です。しかし、取り組みが一定レベルに達すると、大きな削減効果は見込めなくなります。

こうした状況で、更なる削減を図るためには、高効率型設備・機器への更新や再生可能エネルギーの導入を重点的に実施することが最も効果的です。しかし、相応の費用が必要となるため、長期的に取り組んでいくことになります。

表 5-1 取り組み項目の分類

分類	取り組み易さ	費用	実施までの期間	削減効果
日常業務に関する取り組み	◎	◎	◎	△
施設管理に関する取り組み	△	△	△	◎
再生可能エネルギーに関する取り組み	○	△	△	◎

注) 効果等の度合いを「△<○<◎」で表しました。



八幡小学校に設置した太陽光発電

## 2. 日常業務に関する取り組み

職員による節電や燃料の使用抑制等、日常業務における環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガス排出量を削減します。

個々の取り組みによる削減効果は大きくありませんが、すべての職員が容易に実施できるため、共通のルールとして周知し、「省エネ・節電チェックシート」を使用するなどして、全庁的な取り組みを行います。

表 5-2 日常業務に関する取り組み

取り組み内容	
1. 電気の使用量を削減する。	
	使用していない場所の消灯を徹底する。
	時間外勤務を縮減する。
	昼休みや勤務時間外における消灯又は部分消灯を徹底する。
	パソコンは、離席時スリープ設定又長間使用しない場合は電源を切り、退庁時はプラグ抜く。
	クールビズ・ウォームビズを実施する。
	冷暖房率向上のため、ブラインド、カーテン等を活用する。
	空調設定温度・湿度を適正化する。
	使用されていない部屋の空調を停止する。
	エレベータの使用を自粛する。
2. 公用車燃料の使用量を削減する。	
	公用車使用時は、エコドライブ（急発進・急加速をしない、適切な車間距離の確保）を実施する。
	アイドリングストップを徹底する。
	公用車の相乗の実施に努める。
	タイヤの空気圧の毎月1回点検をする。
	公共交通機関の利用に努める。
	短距離の移動は自転車を使用する。
3. 燃料の使用量を削減する。	
	給湯器の使用を自粛する。

### 3. 施設管理（設備・機器の導入・更新）に関する取り組み

設備・機器の保守管理及び施設の新設や改修時、老朽化した設備の更新時に、従来よりも高効率の設備を導入することにより、エネルギー消費量の低下を図り、温室効果ガス排出量を削減します。

表 5-3 設備・機器の保守・管理に関する取り組み

取り組み内容	
1. 電気の使用量を削減する。	
	照明の蛍光管を外して間引きを行い、適正照度にして消費電力量を削減する。
	LED 電球に更新し、消費電力量を削減する。
	照明機器は定期的に清掃する。
	空調設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
	トイレなど照明機器は人感センサーを導入する。
	デマンド制御を導入し、ピーク電力を削減する。
	断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
2. 公用車燃料の使用量を削減する。	
	公用車台数の見直しを実施し、利用実態に応じ削減する。
	車両ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を行う。
	公用車等の更新時には、ハイブリッド車や電気自動車などの環境負荷が低減される次世代自動車を選択する。
3. 灯油の使用量を削減する。	
	空調設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
4. A 重油の使用量を削減する。	
	池田温泉の水温について適正な管理に努める。
	温泉設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
5. プロパンガスの使用量を削減する。	
	給湯設備の更新時は省エネルギー型の設備を導入する。

#### 4. 再生可能エネルギーに関する取り組み

太陽光発電を導入し、創エネルギーによる温室効果ガス排出量の抑制を図ります。  
すでに本町では、八幡小学校などで太陽光発電設備を設置しています。

表 5-4 再生可能エネルギーに関する取り組み

取り組み内容
太陽光発電等新エネルギーの積極的な導入に努める。

#### 5. その他の取り組み

温室効果ガス排出量削減に効果のあるその他の取り組みは、以下に示すとおりです。

表 5-5 その他の取り組み

取り組み内容
電気事業者の選択により排出係数を改善する。
環境に関する研修会や講習会への職員の派遣を計画的に行い、最新の情報・技術動向等の収集に努める。
公共施設周辺の緑化、緑地公園の整備に努める。

## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制

本計画は、策定するだけでなく、確実に取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量に関する目標を達成する必要があります。

本計画の実効性を確保するため、既存の庁内組織である「部課長会議」を活用することで、温室効果ガスの削減に関する取り組みを、総合的かつ組織的に推進します。

また、本計画の事務局を「環境課」に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

### 2. 進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み成果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

このため、図6-1に示すPDCAサイクルにより進行管理を推進します。

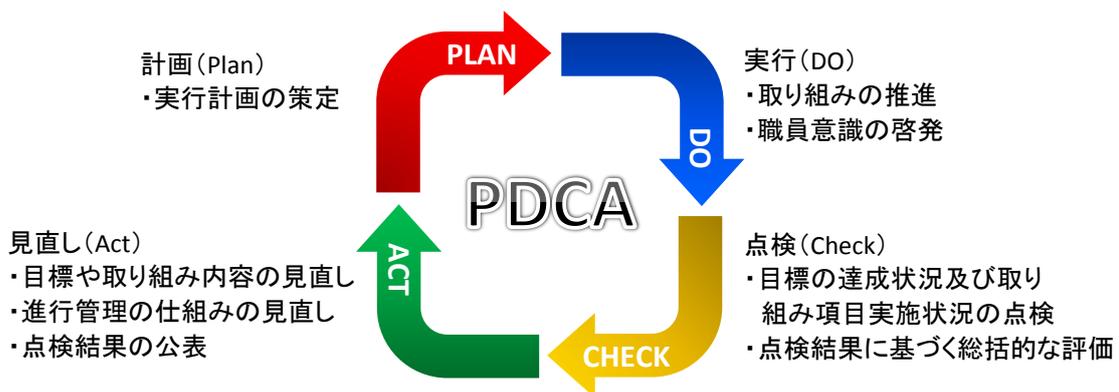


図6-1 PDCA サイクル

### 3. 計画の取り組み成果の公表

毎年度、本計画に基づく計画の進捗状況や実績等を、広報やホームページ等に掲載し公表します。

### 4. 職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、メール、掲示板、回覧板等を利用した呼びかけをすることにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

## 資料編

資料 1	温室効果ガス排出量の算定方法	36
資料 2	所管課別温室効果ガス排出量と削減目標	37
資料 3	池田町地球温暖化防止条例	51
資料 4	省エネ・節電チェックシート	60
資料 5	用語解説	64

## 資料 1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第 3 条に基づく次の計算式により算定しました。

### ○ 燃料の使用に伴う排出量の算定式

$$\begin{aligned} \text{排出量} &= \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数 (炭素の数)} \times (44/12) \\ &= \text{燃料使用量} \times \text{換算後排出係数} \end{aligned}$$

種 別	単位発熱量		排出係数		換算後排出係数	
	数 値	単 位	数 値	単 位	数 値	単 位
ガソリン	34.6	MJ/L	0.0183	kg-C/MJ	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	37.7	MJ/L	0.0187	kg-C/MJ	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
灯油	36.7	MJ/L	0.0185	kg-C/MJ	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
A 重油	39.1	MJ/L	0.0189	kg-C/MJ	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
プロパンガス※	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
炭	25.7	MJ/kg	0.0247	kg-C/MJ	2.33	kg-CO <sub>2</sub> /kg

※家庭用液化石油ガス (LPG) 1m<sup>3</sup>の比重は、2.183kg です。

### ○ 他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定式

$$\text{排出量} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数}^*$$

年度	排出係数	単 位
平成 26 年度	0.494	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
平成 27 年度	0.482	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
平成 28 年度	0.480	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
平成 29 年度	0.472	kg-CO <sub>2</sub> /kWh
平成 30 年度	0.452	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

※算定省令に基づく電気事業者ごとの実排出係数 (中部電力の値)

## 資料 2 所管課別温室効果ガス排出量と削減目標

所管課別の温室効果ガス排出量（平成 30 年度・基準年度）と削減目標は、以下に示すとおりです。

### 1. 総務課

節電やエコドライブ等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-1 総務課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	896	2,079	780	1,809	663	1,538	26%
	軽油	L	1,210	3,122	1,053	2,716	895	2,310	26%
	灯油	L	498	1,241	433	1,080	369	918	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	0	0	0	0	0	0	—
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	11,378	5,144	9,899	4,475	8,420	3,807	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	11,586	—	10,080	—	8,574	26%	

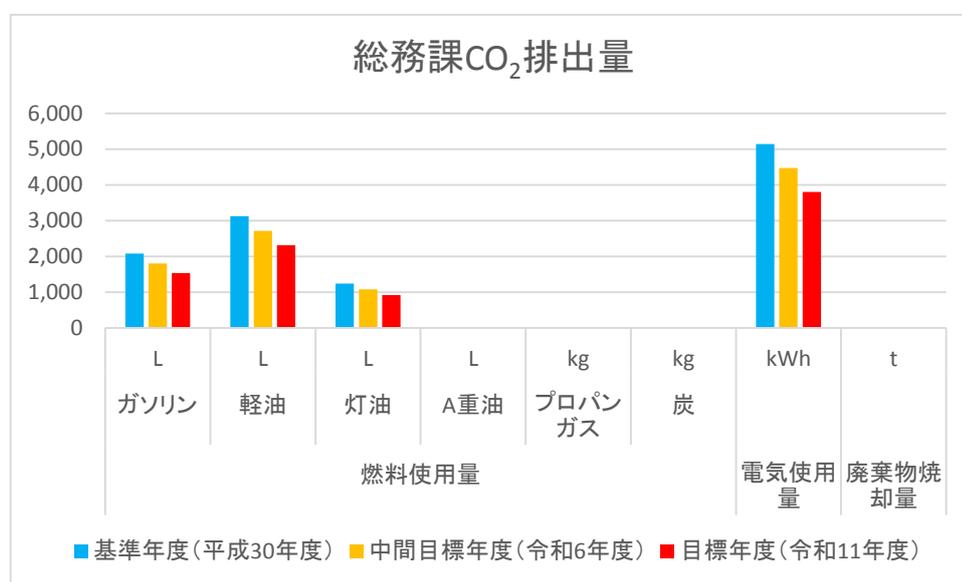


図 2-1 総務課の排出量と削減目標

## 2. 企画課

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-2 企画課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	
燃料 使用 量	ガソリン	L	0	0	0	0	0	—
	軽油	L	0	0	0	0	0	—
	灯油	L	0	0	0	0	0	—
	A重油	L	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	2	6	2	5	1	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	4,720	2,133	4,106	1,856	3,493	1,578	26%
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—
温室効果ガスの総排出量		—	2,139	—	1,861	—	1,583	26%

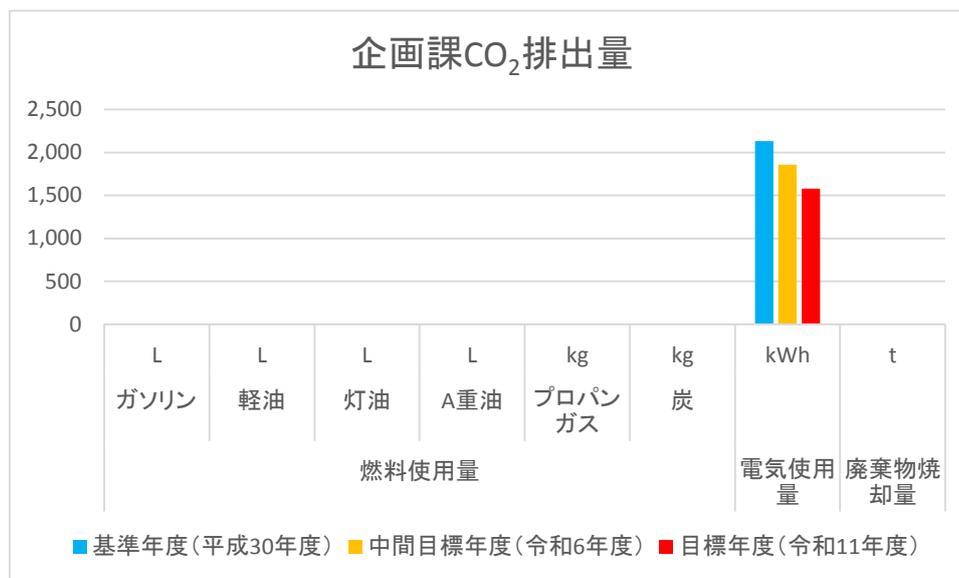


図 2-2 企画課の排出量と削減目標

### 3. 健康福祉課

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-3 健康福祉課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	13	30	11	26	9	22	26%
	軽油	L	1,113	2,871	968	2,498	823	2,125	26%
	灯油	L	1,111	2,767	967	2,407	822	2,048	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	5,569	16,705	4,845	14,533	4,121	12,362	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	238,113	107,627	207,158	93,635	176,204	79,644	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	130,000	—	113,100	—	96,200	26%	

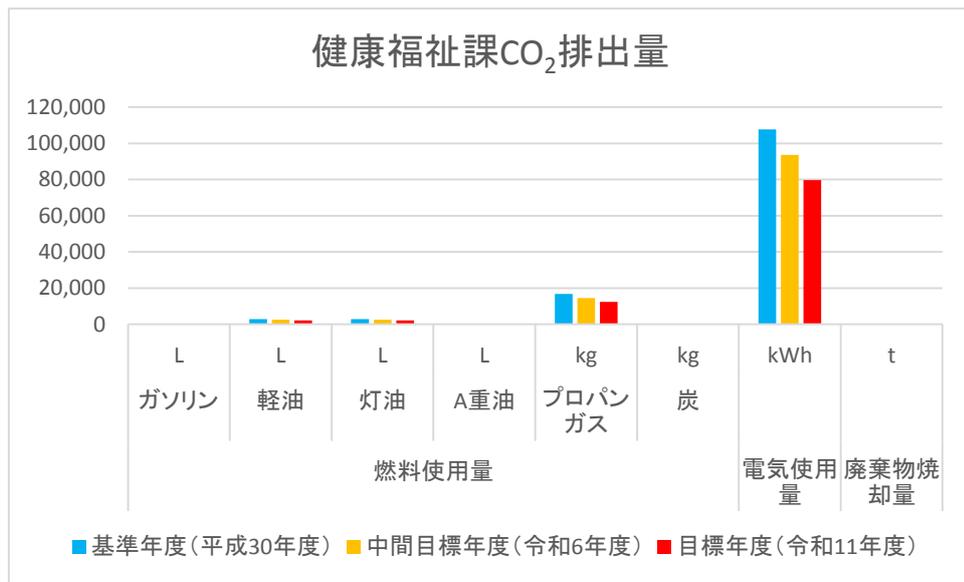


図 2-3 健康福祉課の排出量と削減目標

#### 4. 保健センター

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-4 保健センターの排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	455	1,056	396	919	337	781	26%
	軽油	L	22	57	19	50	16	42	26%
	灯油	L	100	249	87	217	74	184	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	190	570	165	496	141	422	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	73,177	33,076	63,664	28,776	54,151	24,476	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	35,008	—	30,457	—	25,906	26%	

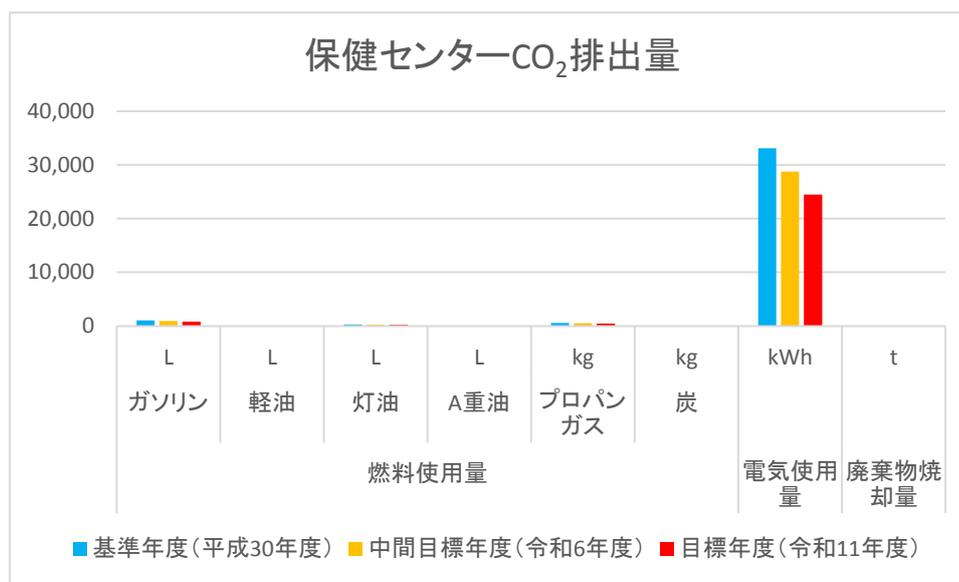


図 2-4 保健センターの排出量と削減目標

## 5. 環境課

節電やエコドライブ等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-5 環境課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	1,786	4,143	1,554	3,604	1,321	3,066	26%
	軽油	L	2,195	5,664	1,910	4,928	1,624	4,191	26%
	灯油	L	4,840	12,051	4,211	10,484	3,582	8,918	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	13	39	11	34	10	29	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	37,647	17,016	32,753	14,804	27,859	12,592	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	38,913	—	33,854	—	28,796	26%	

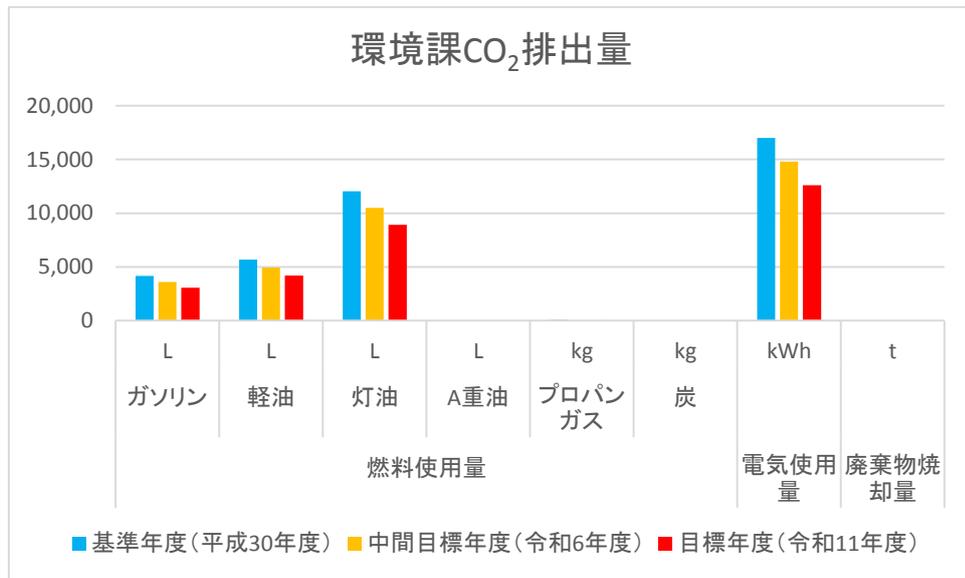


図 2-5 環境課の排出量と削減目標

## 6. 産業課

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-6 産業課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	60	139	52	121	44	103	26%
	軽油	L	120	310	104	270	89	229	26%
	灯油	L	40	100	35	87	30	74	26%
	A重油	L	600	1,626	522	1,415	444	1,203	26%
	プロパンガス	kg	59	177	51	154	44	131	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	15,745	7,117	13,698	6,192	11,651	5,267	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	9,469	—	8,238	—	7,007	26%	

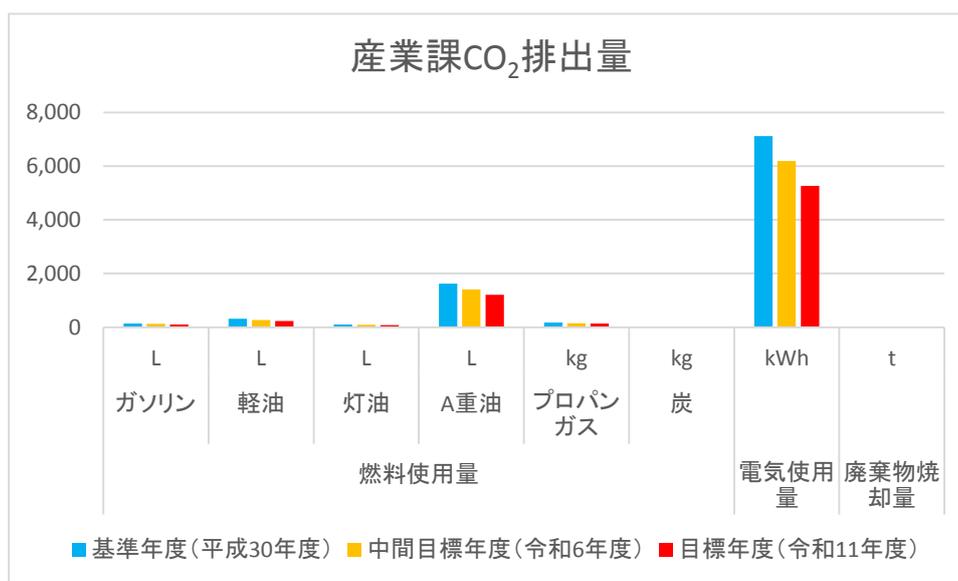


図 2-6 産業課の排出量と削減目標

## 7. 池田温泉

設備・機器の保守・管理に関する取り組みにより、26.0%削減します。

表 2-7 池田温泉の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	188	436	164	379	139	323	26%
	軽油	L	5,039	13,001	4,384	11,311	3,729	9,621	26%
	灯油	L	0	0	0	0	0	0	—
	A重油	L	364,601	988,069	317,203	859,620	269,805	731,171	26%
	プロパンガス	kg	16,696	50,087	14,525	43,576	12,355	37,064	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	1,134,734	512,899	987,219	446,222	839,703	379,545	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	1,564,492	—	1,361,108	—	1,157,724	26%	

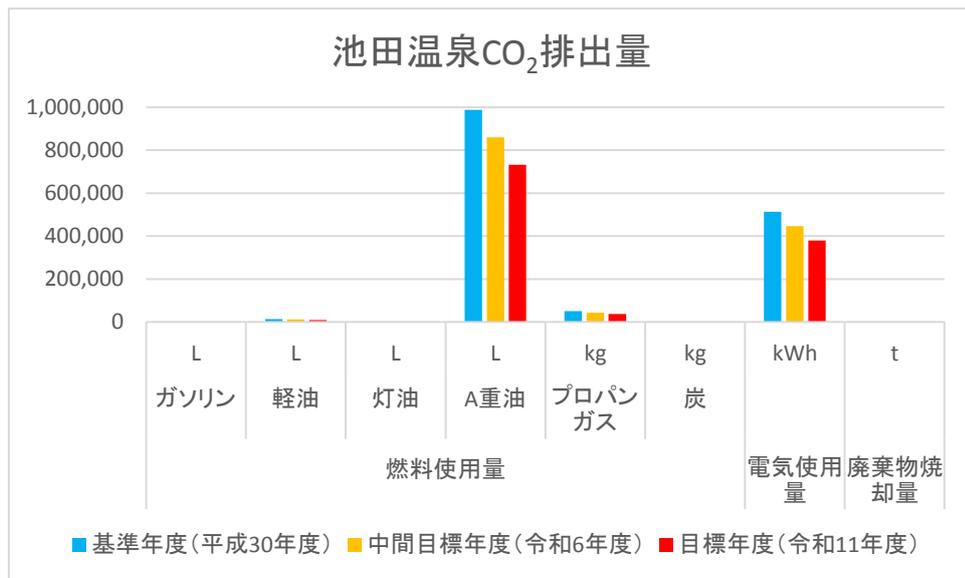


図 2-7 池田温泉の排出量と削減目標

## 8. 水道課

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-8 水道課の排出量と削減目標

排出源		単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)
			使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	
燃料 使用 量	ガソリン	L	0	0	0	0	0	0	—
	軽油	L	483	1,246	420	1,084	357	922	26%
	灯油	L	0	0	0	0	0	0	—
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	2	7	2	6	2	5	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量		kWh	2,295,405	1,037,523	1,997,002	902,645	1,698,600	767,767	26%
廃棄物焼却量		t	0	0	0	0	0	0	—
温室効果ガスの総排出量			—	1,038,776	—	903,735	—	768,694	26%

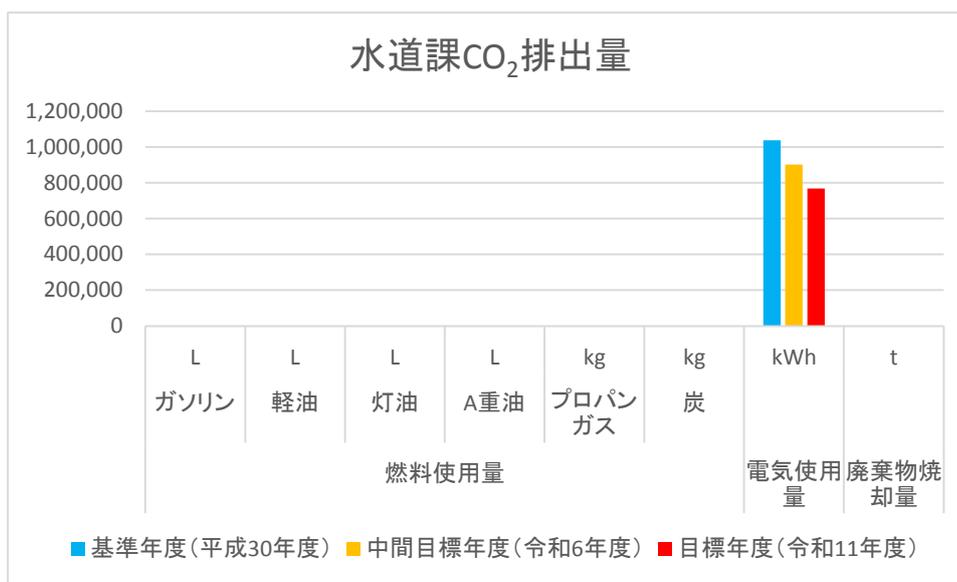


図 2-8 水道課の排出量と削減目標

## 9. 学校教育課

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-9 学校教育課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用量	ガソリン	L	25	58	22	50	19	43	26%
	軽油	L	42	109	37	95	31	81	26%
	灯油	L	2,971	7,398	2,585	6,436	2,199	5,475	26%
	A重油	L	1,560	4,228	1,357	3,678	1,154	3,129	26%
	プロパンガス	kg	6,896	20,689	6,000	17,999	5,103	15,310	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	815,154	368,449	709,184	320,551	603,214	272,652	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	400,931	—	348,810	—	296,689	26%	

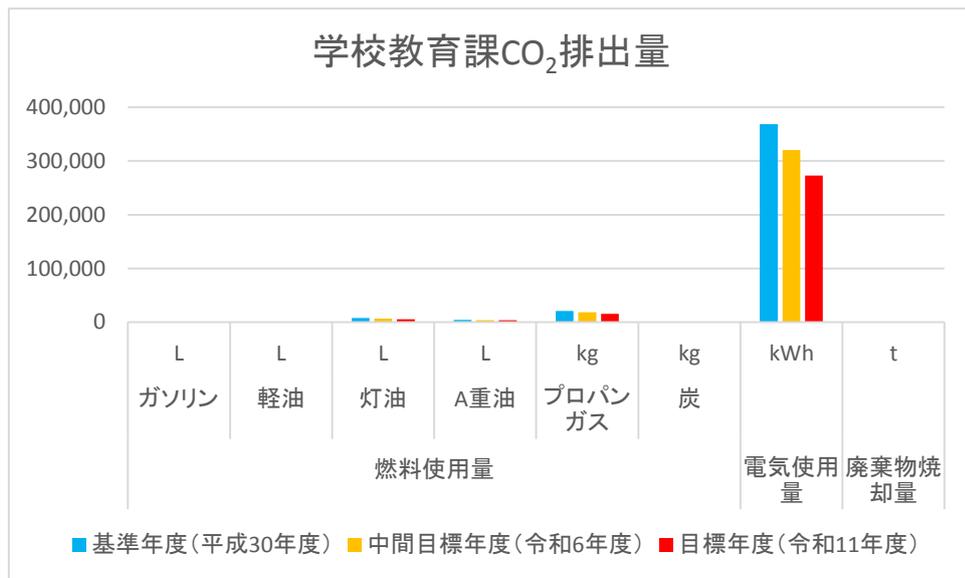


図 2-9 学校教育課の排出量と削減目標

10. 池田町大野町学校給食センター

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-10 池田町大野町学校給食センターの排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用量	ガソリン	L	277	643	241	559	205	476	26%
	軽油	L	0	0	0	0	0	0	—
	灯油	L	0	0	0	0	0	0	—
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	44,145	132,434	38,406	115,218	32,667	98,001	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	1,041,269	470,654	905,904	409,469	770,539	348,284	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	603,731	—	525,246	—	446,761	26%	

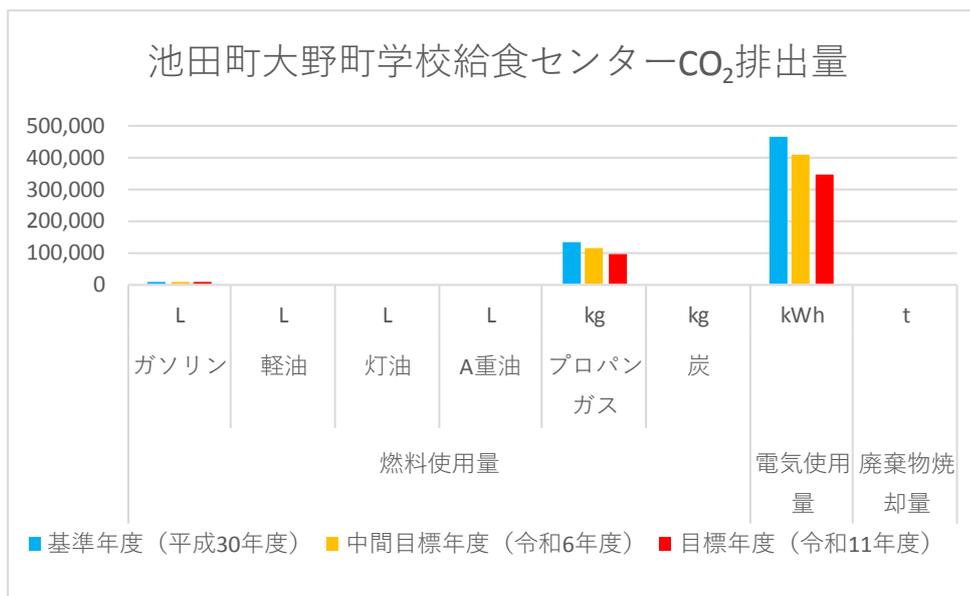


図 2-6 池田町大野町学校給食センターの排出量と削減目標

## 1.1. 社会教育課

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-11 社会教育課の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	702	1,628	610	1,416	519	1,205	26%
	軽油	L	12	30	10	26	9	22	26%
	灯油	L	40	100	35	87	30	74	26%
	A重油	L	30,000	81,300	26,100	70,731	22,200	60,162	26%
	プロパンガス	kg	472	1,415	410	1,231	349	1,047	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	754,459	341,017	656,379	296,685	558,300	252,353	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	425,490	—	370,176	—	314,863	26%	

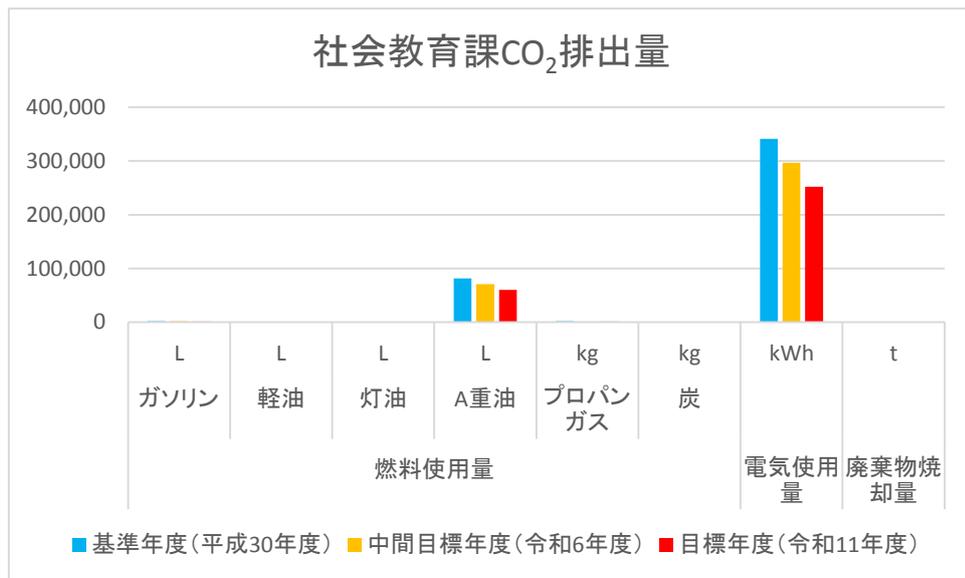


図 2-11 社会教育課の排出量と削減目標

## 12. 総合体育館

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-12 総合体育館の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	1,104	2,561	960	2,228	817	1,895	26%
	軽油	L	0	0	0	0	0	0	—
	灯油	L	0	0	0	0	0	0	—
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	456	1,369	397	1,191	338	1,013	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	340,673	153,984	296,386	133,966	252,098	113,948	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	157,914	—	137,385	—	116,856	26%	

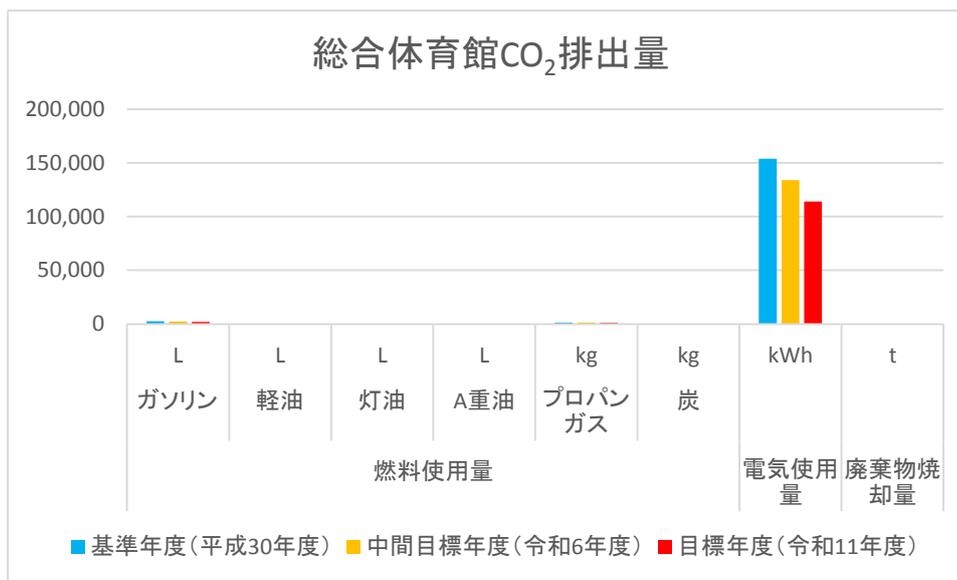


図 2-12 総合体育館の排出量と削減目標

### 1.3. 図書館

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-13 図書館の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用 量	ガソリン	L	123	285	107	248	91	211	26%
	軽油	L	0	0	0	0	0	0	—
	灯油	L	25,400	63,246	22,098	55,024	18,796	46,802	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	0	0	0	0	0	0	—
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	140,023	63,290	121,820	55,062	103,617	46,835	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	126,821	—	110,334	—	93,848	26%	

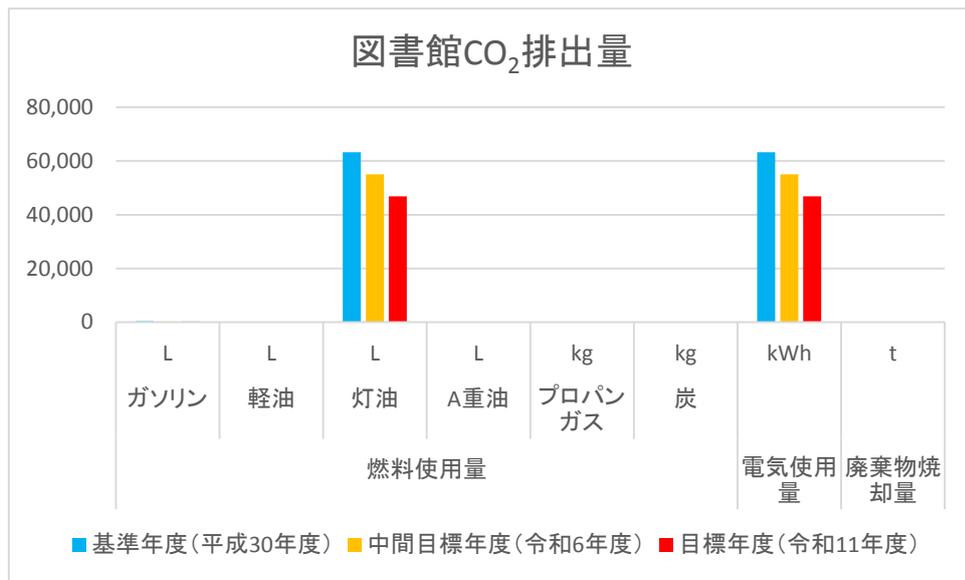


図 2-13 図書館の排出量と削減目標

#### 14. 養基組合

節電等の日常の取り組みと機器・設備の保守・管理に関する取り組みにより、26%削減します。

表 2-14 養基組合の排出量と削減目標

排出源	単位	基準年度 (平成30年)		中間目標年度 (令和6年)		目標年度 (令和11年)		削減率 (%)	
		使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)	使用量	排出量 (t)		
燃料 使用量	ガソリン	L	492	1,142	428	994	364	845	26%
	軽油	L	34	88	30	77	25	65	26%
	灯油	L	280	697	244	606	207	516	26%
	A重油	L	0	0	0	0	0	0	—
	プロパンガス	kg	3,584	10,753	3,119	9,355	2,653	7,957	26%
	炭	kg	0	0	0	0	0	0	—
電気使用量	kWh	167,739	75,818	145,933	65,962	124,127	56,105	26%	
廃棄物焼却量	t	0	0	0	0	0	0	—	
温室効果ガスの総排出量		—	88,498	—	76,993	—	65,489	26%	

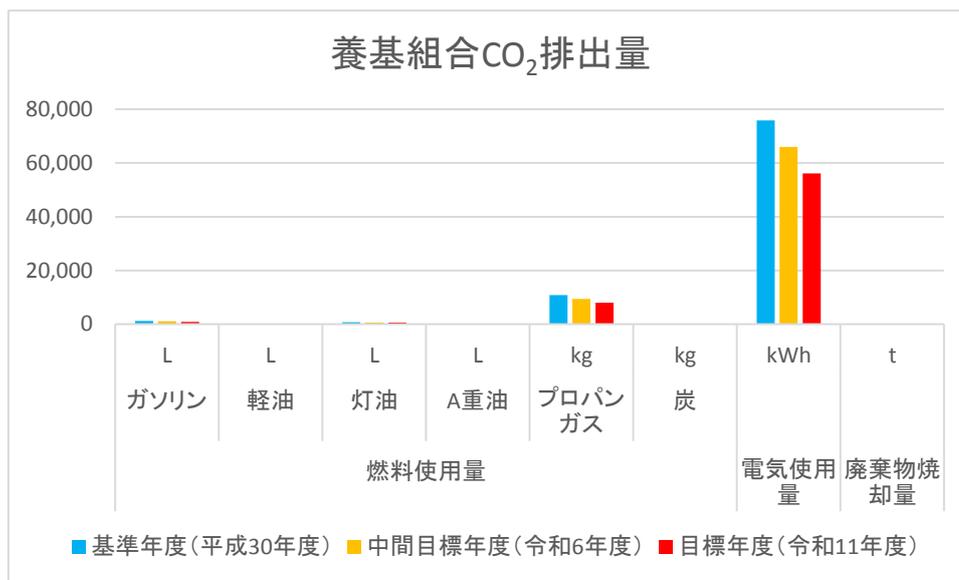


図 2-14 養基組合の排出量と削減目標

## 資料 3 岐阜県地球温暖化防止条例

### ○岐阜県地球温暖化防止基本条例

平成二十一年三月三十日条例第二十一号

岐阜県地球温暖化防止基本条例をここに公布する。

岐阜県地球温暖化防止基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 県による地球温暖化対策（第七条—第九条）

第三章 事業活動に係る地球温暖化対策（第十条—第十五条）

第四章 日常生活に係る地球温暖化対策（第十六条・第十七条）

第五章 自動車の使用に係る地球温暖化対策（第十八条—第二十四条）

第六章 建築物に係る地球温暖化対策（第二十五条—第二十九条）

第七章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策（第三十条）

第八章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策（第三十一条・第三十二条）

第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等（第三十三条—第三十五条）

第十章 雑則（第三十六条—第四十条）

附則

現代社会は、化石エネルギーと資源の大量消費に依存しながら著しい発展を遂げてきた。この発展に伴い、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスも、増加の一途をたどり、これが地球温暖化を引き起こし、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。今や地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、私たちは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

このような状況のなかで、私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギーの活用など、先取の気概をもって低炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

このため県民、事業者、行政その他のあらゆる主体が参画し、相互に連携して地球温暖化対策の更なる推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものである。

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この条例は、岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進するための基本的事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与す

ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための施策その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるエネルギーをいう。

(県の責務)

**第三条** 県は、中長期的観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 前項の規定による地球温暖化対策の策定及び実施は、国、市町村、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携して行うものとする。
- 3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるものとする。
- 4 県は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 5 県は、事業者、県民及び民間団体が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

(事業者の責務)

**第四条** 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制に関する調査その他の地球温暖化対策に協力するものとする。

(県民の責務)

**第五条** 県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(観光旅行者等の責務)

**第六条** 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

**第二章** 県による地球温暖化対策

(県による地球温暖化対策)

**第七条** 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 事業者、県民、民間団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及

- 啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。
- 二 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう。）であって規則で定めるものの普及に関すること。
- 三 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）への需要の転換の促進に関すること。
- 四 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- 五 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策の推進に関すること。
- 六 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の環境性能の向上に関すること。
- 七 緑化の推進に関すること。
- 八 森林の保全及び整備並びに県産材（県内に所在する森林から生産された木材をいう。以下同じ。）その他の森林資源の利用の促進に関すること。
- 九 エネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関すること。
- 十 再生可能エネルギーの普及に関すること。
- 十一 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- 十二 地球温暖化の防止に貢献する技術に係る研究開発の促進並びに当該技術を有する産業の育成及び振興に関すること。
- 十三 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究に関すること。
- 十四 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること。

（地球温暖化防止計画の策定）

**第八条** 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化防止計画」という。）を定めるものとする。

- 2 地球温暖化防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、地球温暖化防止計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民等に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、地球温暖化防止計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、地球温暖化防止計画の変更について準用する。

（地球温暖化対策の実施状況等の公表）

**第九条** 知事は、毎年、地球温暖化防止計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第三章 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動環境配慮指針)

**第十条** 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(温室効果ガスの排出の量等の把握)

**第十一条** 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

**第十二条** 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 次号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び当該措置により達成すべき目標

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出)

**第十三条** 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出削減計画書（同条第三項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあっては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

**第十四条** 知事は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(補完的手段)

**第十五条** 特定事業者及び第十二条第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

#### **第四章** 日常生活に係る地球温暖化対策

(エネルギーの使用の量の把握)

**第十六条** 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(環境物品等の選択等)

**第十七条** 県民は、日常生活に関し、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

2 県民は、日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。

#### **第五章** 自動車の使用に係る地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

**第十八条** 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車(以下「公共交通機関等」という。)の利用等に努めるものとする。

2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の適正な整備等)

**第十九条** 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を適正に整備し、及び適切に運転するよう努めるものとする。

(自動車の原動機の停止)

**第二十条** 自動車を運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止するよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(自動車通勤環境配慮指針)

**第二十一条** 知事は、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車(自動車であつて、自家用として使用されるものをいう。以下同じ。)が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項に関する指針(以下「自動車通勤環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、自動車通勤環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

**第二十二条** 常時使用される従業員の数相当程度多い事業所として規則で定めるもの(以下「特定大規模事業所」という。)を設置する事業者(以下「特定大規模事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「自動車通勤環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- 一 特定大規模事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 特定大規模事業所の名称及び所在地
  - 三 特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
  - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定大規模事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
  - 3 前二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。  
（自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出）

**第二十三条** 前条第一項又は第二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画書（同条第三項の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者にあっては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画書）に記載した措置の実施状況を記載した報告書（以下「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。  
（自動車通勤環境配慮計画書等の公表）

**第二十四条** 知事は、第二十二条第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出又は前条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

## 第六章 建築物に係る地球温暖化対策 （建築物環境配慮指針）

**第二十五条** 知事は、建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「建築主」という。）が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。  
（建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制）

**第二十六条** 建築主は、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
（建築物環境配慮計画書の作成等）

**第二十七条** 建築主であって規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- 一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 特定建築物の名称及び所在地
- 三 特定建築物の概要
- 四 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
- 五 省エネルギーのために講ずる措置
- 六 再生可能エネルギーの導入に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 前二項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

**第二十八条** 前条第一項又は第二項の規定により建築物環境配慮計画書（同条第三項の規定により変更後の建築物環境配慮計画書を提出した建築主にあっては、当該変更後の建築物環境配慮計画書）を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（建築物環境配慮計画書等の公表）

**第二十九条** 知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

## **第七章 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策**

**第三十条** 事業者、県民及び民間団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに県産材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する事業者及び県民の理解を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

## **第八章 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策**

（再生可能エネルギーの優先的利用等）

**第三十一条** 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活に関し、省エネルギー、再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器具の優先的な使用に努めるものとする。

（再生可能エネルギーの普及等）

**第三十二条** 県は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者及び県民による省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

## **第九章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等**

（地球温暖化の防止に関する教育及び学習）

**第三十三条** 県は、県民が、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場において、地球温暖化の防止について学ぶことができるようにするため、学校、民間団体、事業者、市町村等と連携し、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(啓発活動及び広報活動)

**第三十四条** 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、事業者、県民及び観光旅行者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

**第三十五条** 知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

## 第十章 雑則

(指導及び助言)

**第三十六条** 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

**第三十七条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第二十二条第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

**第三十八条** 知事は、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条、第二十二条第一項若しくは第三項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第三項又は第二十八条の規定による提出又は届出（以下「提出等」という。）をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(公表)

**第三十九条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

**第四十条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条から第十五条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十七条から第三十九条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で

定める日から施行する。(平成二十二年一月規則第二号で、同二十二年三月二十九日から施行)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書が提出されている建築物については、第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

## 省エネ・節電子チェックシート 夏期：事務所編

使い方 日付（曜日）を記入し、実行した項目を○や△でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調	担当者名（ ）	日付（曜日）						
		/	/	/	/	/	/	/
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 冷房温度の変更								
2 空調機スイッチに空調範囲を表示								
3 部屋・場所に応じた温度設定								
4 空室・不在時等の空調停止								
5 温度計等による室温の把握と調整								
6 外気取入れ量の適正化								
7 分散起動								
8 空調フィルターの清掃								
9 室外機周辺の障害物の除去								
10 室外機の直射日光対策								
11 室外機、室内機のメンテナンス								
12 冷排水口温度設定値の変更（セントラル）								
13 冷温水、冷却水ポンプの制御性検討								
14 中央熱源機器等の定期点検の実施								
15 換気フィルターの清掃・点検								

照明	担当者名（ ）	日付（曜日）						
		/	/	/	/	/	/	/
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 執室エリア等の照明を間引き								
2 空室・不在等のこまめな消灯								
3 昼休み時間の消灯								
4 照明スイッチに点灯範囲を表示								
5 採光を利用した消灯								
6 外光等の点灯時間の季節別管理								
7 ランプ等の定期的な清掃・交換								

## 資料4 省エネ・節電チェックシート

コンセント	担当者名（ ）	日付（曜日）						
		/	/	/	/	/	/	/
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 事務用機器を省エネモードに設定								
2 事務用機器を業務終了後に停止								
3 個人用端末の不用時離席時の停止								
4 温水洗浄便座の節電								

給湯・衛生	担当者名（ ）	日付（曜日）						
		/	/	/	/	/	/	/
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 手洗い用の台下温水ヒータの停止								
2 給湯・給茶器の稼働時間を制限								
3 各種節水								

一般動力・その他	担当者名（ ）	日付（曜日）						
		/	/	/	/	/	/	/
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 エレベータ、エスカレータの一部停止								
2 自動販売機の冷却停止時間の延長								
3 日射対策の実施								
4 冷気の流出防止								

# 省エネ・節電チェックシート 冬期：事務所編

使い方 日付(曜日)を記入し、実行した項目を○や×でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調	担当者名 ( )	日付(曜日)						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 暖房温度の変更								
2 空調機スイッチに空調範囲を表示								
3 部屋・増所に応じた温度設定								
4 空室・不在時の空調停止								
5 温度計等による室温の把握と調整								
6 外気取入れ量の適正化								
7 予熱時の外気導入の停止								
8 稼働利用による運転時間の短縮								
9 分散起動								
10 湿度管理の適正化								
11 事務室の扇風機、サーキュレーターの活用								
12 冬期における外気冷房の実施								
13 空調フィルターの清掃								
14 室外機周辺の障害物の除去								
15 室外機周辺の日射遮蔽物の除去								
16 室外機、室内機のメンテナンス								
17 温水出口温度設定値の変更(セントラル)								
18 冷却水温度設定値の変更								
19 冷却水、冷却水ポンプの制御性検討								
20 中央熱源器等の定期点検の実施								
21 換気フィルターの清掃・点検								

照明	担当者名 ( )	日付(曜日)						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 執務エリア等の照明の引き								
2 空室・不在時のこまめな消灯								
3 昼休み時間の消灯								
4 照明スイッチに点灯範囲を表示								
5 採光を利用した消灯								
6 外光等の点灯時間の季節別管理								
7 ランプ等の定期的な清掃・交換								

コンセント	担当者名 ( )	日付(曜日)						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 事務用機器を省エネモードに設定								
2 事務用機器を業務終了後に停止								
3 個人用端末の不使用離席時の停止								
4 温水洗浄便座の節電								
5 ハロゲンヒーター等の個人使用機器の抑制								

給湯・衛生	担当者名 ( )	日付(曜日)						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 手洗いの台下温水ヒータの停止								
2 給湯・給茶器の稼働時間を制限								
3 各種節水								

一般動力・その他	担当者名 ( )	日付(曜日)						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 エレベータ、エスカレータの一部停止								
2 自動販売機の冷却停止時間の延長								
3 窓の断熱対策								
4 暖気の漏れ防止								

# 省エネ・節電チェックシート 夏期：学校編

使い方 日付（曜日）を記入し、実行した項目を○や✓でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調	担当者名 ( )	日付 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/
1	職員室・教室の冷房温度の変更	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2	空調機スイッチに空調範囲を表示	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
3	特別教室（音楽室・コンピュータ室）の連続利用	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
4	使用していないエリア（教室・特別室）の空調停止	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5	温度計等による室温の把握と調整	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6	外気取入れ量の適正化	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
7	分散起動	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
8	教室・職員室・特別教室のナイトバージ	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
9	空調フィルターの清掃	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
10	室外機周辺の障害物の除去	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
11	室外機の直射日光対策	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
12	室外機、室内機のメンテナンス	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
13	冷水出口温度設定値の変更（セントラル）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
14	冷温水、冷却水ポンプの制御性検討	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
15	中央熱源器等の定期点検の実施	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
16	換気フィルターの清掃・点検	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

照明	担当者名 ( )	日付 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/
1	教室・職員室・廊下の照明を間引き	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2	教室・職員室の空室、不在時のこまめな消灯	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
3	教室・職員室の昼休み時間の消灯	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
4	照明スイッチに点灯範囲を表示	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5	採光を利用した消灯	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6	外光等の点灯時間の季節別管理	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
7	ランプ等の定期的な清掃・交換	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
8	体育館の照明を間引き	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

冷凍・冷蔵・厨房	担当者名 ( )	日付 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/
1	待機電力のカット	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2	冷蔵庫の効率低下抑制	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
3	業務用冷蔵庫のドア閉鎖時間の低減	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
4	業務用冷蔵庫の冷気流出防止とニールカーテンの設置	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5	業務用冷凍・冷蔵庫の稼働台数の限定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6	調理器の温度設定見直し	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
7	食器洗浄機の使用・給湯設備庫の使用時間帯のシフト等の実施	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

コンセント	担当者名 ( )	日付 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/
1	事務用機器を省エネモードに設定	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2	事務用機器を業務終了後に停止	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
3	教員の個人用端末の不使用離席時の停止	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

給湯・衛生	担当者名 ( )	日付 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/
1	各種節水	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

一般動力・その他	担当者名 ( )	日付 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/
1	自動販売機の冷却停止時間の延長	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2	日射対策（ひさし、すだれ、緑のカーテン等）の活用	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
3	冷気の流出防止	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

# 省エネ・節電チェックシート 冬期：学校編

使い方 日付(曜日)を記入し、実行した項目を○や△でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調	担当者名 ( )	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)
1 職員室・教室の暖房温度の変更							
2 空調機スイッチに空調範囲を表示							
3 特別教室(音楽室・コンピュータ室)の連続利用							
4 使用していないエリア(教室・特別室)の空調停止							
5 温度計等による室温の把握と調整							
6 外気取入れ量の適正化							
7 予熱時の外気導入の停止							
8 稼働利用による運転時間の短縮							
9 分岐起動							
10 温度管理の適正化							
11 教室・職員室、特別教室の扇風機、サーキュレータの活用							
12 冬期における外気冷房の実施							
13 空調フィルターの清掃							
14 室外機周辺の障害物の除去							
15 室外機周辺の日射遮蔽物の除去							
16 室外機、室内機のメンテナンス							
17 進水出口温度設定値の変更(セントラル)							
18 冷却水温度設定値の変更							
19 冷却水、冷却水ポンプの制御性検封							
20 中央熱源器等の定期点検の実施							
21 換気フィルターの清掃・点検							

一般動力・その他	担当者名 ( )	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)
1 自動販売機の冷却停止時間の延長							
2 窓の断熱対策							
3 暖気の漏れ防止							

照明	担当者名 ( )	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)
1 教室・職員室・廊下の照明を間引き							
2 教室・職員室の空室、不在時のこまめな消灯							
3 教室・職員室の昼休み時間の消灯							
4 照明スイッチに点灯範囲を表示							
5 採光を利用した消灯							
6 外光等の点灯時間の季節別管理							
7 ランプ等の定期的な清掃・交換							
8 体育館の照明を間引き							

冷凍・冷蔵・厨房	担当者名 ( )	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)
1 待機電力のカット							
2 冷蔵庫の効率低下抑制							
3 業務用冷蔵庫のドア閉鎖時間の短縮							
4 業務用冷蔵庫の冷気流出防止ビニールカーテンの設置							
5 業務用冷凍・冷蔵庫の稼働台数の限定							
6 調理器の温度設定見直し							
7 食器洗浄機の使用・熱風乾燥庫の使用時間帯のソフト等の実施							

コンセント	担当者名 ( )	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)
1 事務用機器を省エネモードに設定							
2 事務用機器を業務終了後に停止							
3 教員の個人用端末の不使用直前の停止							

給湯・衛生	担当者名 ( )	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)	日付(曜日)
1 各種節水							

## 資料5 用語解説

### ■ 英数字

#### COP（締約国会議）

気候変動枠組条約の締約国による会議。1995年ドイツのベルリンで第1回締約国会議（COP1）が開催されて以来、毎年開催されている。1997年京都で開催されたCOP3では各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

#### COP/MOP（京都議定書締約国会議）

気候変動枠組み条約の締約国会議（COP）が京都議定書の締約国会合として機能している。京都議定書の締約国ではないが、気候変動枠組み条約の締約国（たとえばアメリカなど）は、オブザーバーとして参加することができる。

### ■ あ行

#### アジェンダ21

1992年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。

#### 安定化

大気中の二酸化炭素濃度をあるレベルで保つこと。IPCCの報告書によれば、二酸化炭素の大気中濃度を現在のレベルに安定化するためには、世界の排出量を直ちに50%以上削減する必要があるとしている。

#### 一酸化二窒素

京都議定書の対象ガスの一つ。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因である。

#### エネルギー原単位

エネルギー効率を表す値。製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量等。

#### 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン（HFC）類、パーフルオロカーボン（PFC）類、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）が削減対象の温室効果ガスと定められた。

## ■ 　　か行

### 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。

### 緩和措置

地球温暖化の影響を緩和するための措置。たとえばエネルギーの効率的な利用、省エネルギー対策、二酸化炭素の回収や蓄積、森林など二酸化炭素を吸収するもの（吸収源）を増やすことなど。

### 気候変動

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学の知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。ほぼ5～6年おきに世界中の約1,000人の科学者・専門家が参加・検討して「評価報告書」をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書、2007年に第4次評価報告書をまとめ、2013年に第5次評価報告書が発表された。

### 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課している。

### 基準年

温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に1990年としている。ただし、HFC類、PFC類、SF<sub>6</sub>については1995年を基準年とすることができるとしている。

### 京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各

国は 2008 年～12 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）を約束した。

## コージェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

## ■ さ行

### 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常のエネルギー源で、枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。

### 小規模水力発電

自然環境を改変するダムなどの大規模な工事を伴わない水力発電の方式。再生可能エネルギーの一つ。

## ■ た行

### 地球温暖化係数（GWP）

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 20 倍、亜酸化窒素は約 310 倍、フロン類は数百～数千倍となる。

### 地球温暖化活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に一箇所および都道府県に各一箇所を指定することが決められている。

### 適応措置

地球温暖化の影響に対応するための措置。たとえば、海面上昇に対処するために堤防を築くことなどの防止策。

## ■ は行

### 排出量取引

京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買す

る制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。

### ハイドロフルオロカーボン類

オゾン層を破壊しないことから、CFCs や HCFCs の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCs は自然界には存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。

### バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

### パーフルオロカーボン類

1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。HFCs ほどの使用量には達しないものの、CFCs の規制とともに、最近、使用料が急増している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 6,500～9,200 倍。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。

### パリ協定

2015 年 12 月フランス・パリで開催された COP21 で採択された気候変動枠組条約の協定（合意）。京都議定書以来、18 年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、気候変動枠組条約に加盟する全 196 ヶ国全てが参加する。

日本は、「2030 年までに、2013 年比で、温室効果ガス排出量を 26%削減する。」とする目標が採択された。

### ヒートアイランド現象

都市部には人口が集中しており、排熱源が多く、コンクリートやアスファルトを使った建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温は周辺部より高くなっている。等温線を引くと、都心部を中心とした島のようになり熱の島のようなことから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

### ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。温度差エネルギーの活用方法の一つ。

## ■ ま行

### メタン

京都議定書の対象ガスの一つ。工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生する。

## ■ ら行

### 六フッ化硫黄

1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用量はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100年間のGWPは、二酸化炭素の23,900倍。HFCs、PFCsと共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。

## 地球温暖化対策実行計画

令和 2 年 3 月発行

発行 池田町、揖斐郡養基小学校養基保育所組合

編集 池田町民生部環境課

〒503-2429 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468-1

電話：0585-45-3111（代表） FAX：0585-45-8314